

靖国神社とはなにか

— 資料研究の視座からの序論 —

春 山 明 哲

目 次

- | | |
|--------------------|---------------------|
| はじめに | III 戦没者の合祀と「国家護持問題」 |
| I 近代日本と靖国神社 | 1 戦後の合祀 |
| 1 「招魂の思想」 | 2 靖国神社のあり方をめぐる論議 |
| 2 靖国神社の創建と特性 | IV 「公式参拝」と「政教分離」 |
| 3 西欧世界の観察者 | 1 「靖国懇談会」 |
| II 占領期における「靖国神社改革」 | 2 靖国神社の歴史叙述 |
| 1 米国の対日政策と「神道指令」 | 3 司法の場 |
| 2 靖国神社の存廃問題と再出発 | むすびにかえて |

はじめに

日露戦争のさなかの明治37(1904)年、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)(1850-1904)はその絶筆となった『神国日本—解明への一試論—』でこう書いている。

「日本の真の力は、この国の一般庶民の—百姓とか漁夫とか、職人とか労働者とか…(中略)…の、精神力のなかに存するのである。この国民のあの自覚しない英雄主義の行為は、すべてこういう人たちのなかに存するのである。そしてすべてのあの天晴れな勇氣—生命を何とも思わないという意味ではなく、死者の位を上げてくれる天皇のご命令には一命を捧げようという念願を表す勇氣なのである。…(中略)…異口同音にいつている希望は、「招魂社」に長く名をとどめたいということだけである。—この「社」は、「あの死者の霊を迎える社」で、そこには天皇と祖国のために死んだ人すべての

魂が集まるものと信じられているところなのである。この古来の信仰が、この戦時におけるほどに強烈に燃え上がった時はない。それでロシア軍は、連発のライフル銃やホワイトヘッドの魚雷よりもこの信仰の方をよけいに恐れなければならないだろう。祖国愛としての「神道」は、フェア・プレイを許されるとあれば、全極東の運命だけではなく、将来の文化にも影響を及ぼすことになる⁽¹⁾」。

「招魂社」すなわち靖国神社と「祖国愛としての神道」をこのように評価したハーンは、その一方で日本の前途の暗闇の中に「悪夢」も見ていた。「この国のあの賞讃すべき陸軍も勇武すぐれた海軍も、政府の力でもとても抑制のきかないような事情に激発され、あるいは勇気付けられて、貪婪諸国の侵略的連合軍を相手に無謀絶望の戦争をはじめ、自らを最後の犠牲にしてしまう悲運を見るのではなからうか⁽²⁾」。

(1) ラフカディオ・ハーン(柏倉俊三訳)『神国日本—解明への一試論—』(東洋文庫292)平凡社, 1976, pp.394-395.

靖国神社は「近代日本」と現代を結ぶ糸である。このように譬えることができるのであれば、この糸は「戦前」にあってはいわば真っ直ぐな一本の糸であった。しかし、敗戦と占領によって始まった「戦後」においてこの糸は、幾多の論争と運動と訴訟とからなる「政治の磁場」に引き寄せられることによって、何本もの糸が複雑に捻じれ絡まりあっているようにも見える。靖国神社をめぐって生じてきたさまざまな問題は、今日「靖国問題」と総称されることも多いことに見られるように、その議論の範囲は、政治と宗教の関係、憲法解釈から、いわゆる「歴史認識」の問題に至るまで、非常に多岐にわたっている。また、この問題はあまりに長い経過を辿ってきたこともあって、この問題の全体像とその論点の把握は容易ではなくなっている。

そこで、本稿では、靖国問題の論点整理の一助として、靖国神社の起源から現代の首相参拝問題にいたるまでのおよそ150年に及ぶ歴史の流れの中で、靖国神社とはなにか、という問いを設定し、これに「資料研究の視座」からアプローチを試みることにした。「靖国問題」は、その問題領域が拡大したことから、靖国神社自体をどう観るのかという視座に一度立ち返る必要もあるのではないかと考えたからである。また、その論点は歴史的に形成されてきた側面があり、その意味で「構造的な」ともいいうる性質があると思われる。しかし、靖国問題関係の資料は汗牛充棟といえるほどに多い。本稿では、構造的な論点を検討する方法として、歴史の流れの中で今日にいたる論点を含むと考えられる基本的資料を読み込むことを試みた。「資

料研究の視座から」としたゆえんである。

もとより、この小論で可能なことは極めて限られており、大きな歴史的時期区分の中で、構造的な論点を意識しながら基本的な資料の若干を紹介する、いわば「序論」といったものにとどまらざるをえない。

歴史的時期は、以下のようにおおむね章別構成と対応させている。第I章：近代日本と靖国神社 文久2(1862)～昭和20(1945)年、第II章：占領期における「靖国神社改革」昭和20(1945)～昭和26(1951)年、第III章：戦没者の合祀と「国家護持問題」昭和27(1952)～昭和49(1974)年、第IV章：「公式参拝」と「政教分離」昭和50(1975)～平成18(2006)年。

なお、資料の引用等に当たっては正確を期したものの、もし誤り等があれば御叱正をお願いする次第である。

I 近代日本と靖国神社

1 「招魂の思想」

靖国神社は、ペリー来航以来の近代日本の幕開けの動乱期に、「尊皇攘夷」を掲げ倒幕運動を推進した勤皇の志士達による「国事殉難者」を祀る「招魂の思想」に、その淵源を求めることができる。

明治42(1909)年に第3代の靖国神社宮司に就任し、昭和13(1938)年まで約30年にわたってその職にあった賀茂百樹⁽³⁾は、明治44(1911)年に『靖国神社誌』⁽⁴⁾を編著した。靖国神社の最初の通史であるこの書の「起源」の章で賀茂は、文久年間に举行された小さな二つの祭祀か

(2) ハーン 同上 p.387.

(3) 賀茂百樹は伝記的情報に乏しい。『近世防長人名辞典 増補』(吉田祥朔著、マツノ書店、1976.)によれば、長州の祠職藤井氏の出で賀茂の家名を継ぐ、著書に『日本語源』2巻など、和歌に長じ中今亭と号す、昭和16年75歳で没す、とある。なお、賀茂は『賀茂真淵全集』全6冊(国学院編集部編、吉川弘文館、1903-1905.)の校訂を行っている。

(4) 靖国神社発行兼編輯(代表者宮司賀茂百樹)『靖国神社誌』明治44(1911)年12月。平成14(2002)年に神社本庁教学研究所から「近代神社行政史研究叢書IV」として復刻されている。底本は明治45年6月発行の改訂再版。

らその筆を起している。

文久2(1862)年12月、津和野藩士の神道家で国学者の福羽美静⁽⁵⁾、由緒ある神道家である神祇伯白川家の臣古川躬行⁽⁶⁾らは京都の平安霊山⁽⁷⁾で私祭を執り行い、その祝詞中で「安政の大獄」以後の殉難志士の霊の鎮斎と神祇官の復興を祈念した⁽⁶⁾。翌文久3(1863)年7月、この福羽美静ら津和野藩関係者の主唱によって京都祇園社内に小祠が建立され⁽⁷⁾、吉田松陰、橋本左内ら46柱の霊が具体的にその名を挙げて弔慰された(志士達の名は判明次第追加されることになっていた)。

国事のため殉難した志士の魂を慰め、その行為を顕彰して神として祀る「招魂の思想」は、尊王思想の普及、特に楠正成に対する尊崇思想とともに形成されたという⁽⁸⁾。例えば、水戸学派の会沢安は『新論』や『草偃和言』において、楠正成をはじめ国家に功労のあった者を神として祭祀すること、年中行事、国民の祭日の制定等を主張し、また、久留米藩の祀官真木和泉は会沢の思想を継承し、古来の忠臣義士を祭祀すべきと主張した⁽⁹⁾。志士達のあいだでは楠公祭が盛んに執行され、これに合わせて殉難した同志の神霊を「従祠」する「招魂祭」が挙行されるようになっていく⁽¹⁰⁾。慶応3(1867)年、尾張藩主徳川慶勝は楠正成を祀る「楠公社」の創

建とともに「国事のために身凶」した者達の「幽魂」「精霊」を慰め、合祀して一社とするよう朝廷に建言している。招魂の思想は元治から慶応年間にかけて全国に拡大したが、その魁となったのは長州藩であり、維新以前に「招魂社」を16社創建している。維新後は各藩も続々と藩の志士達を祀る招魂社を建立した。

明治元⁽¹¹⁾(慶応4、1868)年5月10日、二つの太政官布告が発せられた。「癸丑以来殉難者ノ霊ヲ東山ニ祭祀ノ件」(以下「殉難者布告」という。)、及び「伏見戦争以来ノ戦死者ノ霊ヲ東山ニ祭祀ノ件」(以下「戦死者布告」という。)である。「殉難者布告」は、京都東山に祠宇を設け、嘉永6(1853)年のペリー来航以来の国事に斃れた者および草莽有志の靈魂を永く合祀すること、「戦死者布告」は、この年1月3日の鳥羽伏見戦争以来の「東征」で戦死した者を祀る新しい一社を建立して永くその靈魂を祭祀し、さらに「向後王事ニ身ヲ殲シ候輩」を速に合祀すること、という趣旨の布告である。これらが東京招魂社(のちの靖国神社)の創建の起点となったという⁽¹²⁾。この二つの布告は、明治天皇の意思により「忠魂」を祭祀するという主旨は同じであるが⁽¹³⁾、合祀の対象・基準・範囲といった観点から見ると「殉難者」と「戦死者」とはいわば「カテゴリー」を異にする。このことは

(5) 福羽美静は、明治初期の神祇行政、宮中祭祀にも深く関わり、また、木戸孝允とも親交を結んだという。福羽美静については、阪本健一「神道家・国学者としての福羽美静」『神道宗教』48号、1967.11、pp.1-40。(阪本健一『明治神道史の研究』国書刊行会、1983.所収)。加藤隆久『神道津和野教学の研究』国書刊行会、1985.参照。

(6) この弔祭が可能になったのは、公武合体の時期の文久2年8月、孝明天皇から幕府への勅文で、安政大獄以来の尊攘派志士達の赦免と招魂弔祭が命じられたことによるという。(村上重良『慰霊と招魂—靖国の思想—』岩波書店、1974、pp.4-6.)

(7) この小祠は幕府の嫌疑をおそれて福羽邸に移されていたが、昭和6年靖国神社に移され「元宮」(もとみや)と称されている。前掲注(5)の阪本論文による。

(8) 小林健三・照沼好文『招魂社成立史の研究』錦正社、1969、pp.25-51.

(9) 同上 pp.39-42. および pp.45-46.

(10) 藤井貞文『近世に於ける神祇思想』春秋社松柏館、1944、pp.226-230.

(11) 明治への改元は慶應4年9月。当時は太陰暦。

(12) 池田良八「靖国神社の創設」『神道史研究』15巻5・6号、1967.11、pp.50-51. 池田は当時、靖国神社権宮司。

(13) 宮内庁編『明治天皇紀 第一』吉川弘文館、1968、p.725.

靖国神社の性格を考える上で重要な点なので、あとでまた触れる。

上野の彰義隊壊滅後の明治元年6月2日、東征大総督有栖川宮熾仁親王、三条実美らは、江戸城で鳥羽伏見戦争以来の戦死者のための「招魂祭」を挙行した。この招魂祭は先の布告とは別に既に計画されていたもの⁽¹⁴⁾であったが、賀茂はこれを「東京招魂社の起源とも謂ふべし⁽¹⁵⁾」と注釈している。江戸における招魂祭の実施という意義を重く見たのであろう。また、同年7月、神祇官は京都河東操練場で鳥羽伏見戦争以来の殉難者の招魂祭を行った⁽¹⁶⁾。賀茂はこれを京都招魂社の始まりと位置づけている⁽¹⁷⁾。

東京遷都後の明治2年、招魂社建設の計画は具体化した。木戸孝允は、上野の焼け跡を通りかかり「此土地を清浄して招魂社と為さんと欲す」⁽¹⁸⁾としたが、大村益次郎の意見もあり、社地を九段坂上に選定し、仮本殿・拝殿が建設された。6月28日、鳥羽伏見の役より函館の役に至る戊辰の役の戦没者3,588名の招魂式（第1回合祀）が行われ、翌29日には、軍務官知官事小松宮嘉彰親王が祭主、軍務官副知官事大村益次郎が副祭主となり、明治天皇の勅使の参向のもと、祝詞の奏上などが行われた。7月1日、右大臣三条実美が政府を代表して参拝している。6月30日から7月3日までは賑やかに祭典が行われ、余興として相撲や花火が奉納された。東京招魂社は兵部省の管轄となり、例祭日の決定（鳥羽・伏見開戦、彰義隊潰走、五稜郭開城、会津

藩降伏の日を例祭日とし、のち、彰義隊と五稜郭の日を合併し、西南の役が加わる）、以後、4年8月青山清が祭事掛（初代宮司）就任、5年5月本殿造営竣工、6年5月招魂社大祭式改定、同年9月『招魂社年中祭式祝詞』制定というように、一般の神社として整備されていった。明治6年12月、兵部省の廃止（明治5年2月）にともない陸海軍省の管轄となった。明治7年1月27日、例大祭に明治天皇がはじめて行幸し、「我国の為をつくせる人々の名もむさし野にとむる玉かき」との御製を山県有朋陸軍卿に賜ったが、この篇額が東京招魂社さらに靖国神社に伝えられている⁽¹⁹⁾。

2 靖国神社の創建と特性

東京招魂社は設立以後、神社同様の祭祀を行っていたが神官は置かれていなかった。これでは一社としての体裁を為さないと考えた陸軍省は神官を置くことを太政官に要望したが、そのためには「社格」が必要との結論になり、明治12年6月4日、東京招魂社は靖国神社と改称され、別格官幣社に列せられた⁽²⁰⁾。賀茂百樹は、靖国の字は春秋左氏伝に見えているが、その意義は祭文にあるように「祭神の偉勲に拠りて国家を平和に統治し給ふの義なること」、「我が帝国は古来平和を以て国是とすれば皇祖列聖安国と平らけく天の下を知食さむ事を軫念し給ひ、下民も亦聖旨を奉戴して、平和の為めに一身を犠牲に供し、死しても猶ほ護国の神となりて、平和を格護せむことを期しつるなり。靖国の称

(14) 鳥巢通明「靖国神社の創建と志士の合祀」『出雲神道の研究—千家尊宣先生古希祝賀論文集』神道学会，1968，pp.301-323。鳥巢によれば、江戸城の招魂祭は東征大総督の令旨による軍陣の戦友慰霊祭であり、太政官布告による国家的行事とはみなせない、と指摘している。

(15) 前掲注(4)，『靖国神社誌』2丁。

(16) 鳥巢は、明治元年5月24日の太政官布告を根拠として、これが「戦死者布告」による最初の招魂祭である、としている。前掲注(14) 参照。

(17) 前掲注(4)，『靖国神社誌』2丁。

(18) 木戸日記（明治2年正月15日）鳥巢 前掲注(14)，p.307. から再引用。

(19) 池田 前掲注(12)，p.66.

(20) 阪本是丸「補論2 靖国神社の創建と招魂社の整備」『国家神道形成過程の研究』岩波書店，1994，pp.386-417.

実に宜なりけり⁽²¹⁾」として、靖国神社が国の「平和」のための存在であることを強調している。

別格官幣社とは、「官国幣社昇格内規」によれば「国乱を平定し国家中興の大業輔翼し、又は国難に殉ぜしもの、若くは国家に特別顕著ある功勞あるものにして、万民仰慕し、其の功績現今に祀られしものに比して譲らざるもの」でなければならない、とされている⁽²²⁾。

明治4年、政府は古代の神祇制度にならって神社を官社（神祇官所管）と諸社（地方官所管）に分け、官社を官幣社と国幣社（それぞれに大、中、小がある）に分けた。別格官幣社は新しい神社制度で、湊川神社に続いて日光の東照宮（徳川家康）、豊国神社（豊臣秀吉）などが列格されていった。靖国神社は別格官幣社に列格されることによって、国家による神社管理制度、いわゆる「国家神道」⁽²³⁾体制の一環に組み入れられた。しかし、靖国神社の近代日本における位置、役割を考える場合、他の神社とは異なるその際立った特性を考察する必要がある。

賀茂百樹は靖国神社の「他の神社と異なる由緒と特例」として、次の点を挙げている⁽²⁴⁾。第一はその由緒で、明治天皇の「益々忠節を抽てよ、との最も忝き慮」によって創建されたことである。賀茂が引用しているのは太政官の「戦死者布告」であり、靖国神社の創建は天孫降臨と出雲大社の創建の關係に類似すると述べ

ている⁽²⁵⁾。第二は、例祭日の勅定、勅旨による祭典の実施、及び例祭に勅使が差遣されることである。第三は「その祭神数の国家の隆昌と與に増加」すること、そして第四に「各郡村に亘りて祭神の遺族あらざるなく」「国民の崇敬を一にせる」ことを挙げている。

さて、靖国神社の大きな特性はその「祭神」にある。合祀の資格、条件はなにかという問題である。これは、先に述べた二つの太政官布告「殉難者布告」と「戦死者布告」の具体化、適用の問題として考えることができよう。

まず、「殉難者布告」では、ペリー来航以来の国事で斃れた者、草莽の志士を祀るとしているが、この調査が開始されたのは明治8年1月である。太政官はその達で、京都招魂社ほか全国各府県の招魂社に祭祀されていた嘉永6年以来の殉難者の霊を東京招魂社へ合祀することとし、祭祀の列に漏れていた者の調査にとりかかった。内務省からは「各人の履歴及び殉難死節の顛末」を「凡そ小伝にも充るべき程に詳細を取調べて」差し出すよう通知している⁽²⁶⁾。神社側では、これを「明治維新」の「維新前後殉難者」として区分したが、この調査と合祀者の認定は非常な時間を要し、実際の合祀は明治14年の高知藩に始まり、完了したのはなんと昭和10年の第49回合祀であった。

戦死者に関しては、明治7年、佐賀の乱によ

(21) 前掲注(4),『靖国神社誌』15-16丁。

(22) 白山芳太郎「旧別格官幣社」(戦後における神社研究の成果と課題)『神道史研究』30巻3号,1982.7, pp.207-210。

(23) 明治維新以来の神社行政の沿革は複雑な経過を辿っているが、基本的に、神社神道は行政上は国家の祭祀としてその他の宗教とは区別して取扱われた。明治33年、内務省における神社局と宗教局の分置で確立したとされる(文化庁『明治以降宗教制度百年史』1970, pp.91-96.;村上重良『日本宗教辞典』講談社,1978, pp.333-342.)。「国家神道」研究としては、村上重良『国家神道』岩波書店,1970.;井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房,1987.;葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』神社新報社,1987.;阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店,1994.;新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂,1997.;山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会,1999.などがある。

(24) 前掲『靖国神社誌』1丁。

(25) 賀茂の編纂になる『靖国神社事歴大要』(国晃館,1911.)は、『靖国神社誌』と同年刊行のもので、靖国神社についての賀茂の考え方を知る上で興味深いものである。

(26) 鳥巢 前掲注(4), p.318。

る戦死者が第2回の合祀となる。これは先の「戦死者布告」で「向後王事」に斃れた者を祀る、とあったことを受けるものであり、以後、台湾事件（台湾出兵）、朝鮮江華島事件、神風連の乱・秋月の乱・萩の乱・西南の役から竹橋事件まで、海外出兵と内乱の戦死者が祀られていく。そして、日清・日露の二大戦役における大量の戦死者の合祀によって、靖国神社の存在は国家的・国民的な性格のものとして確立した。

戦死者合祀の範囲が拡大したのが、日清戦争である。明治31年9月30日の第25回合祀では、桂太郎陸軍大臣告示により「明治二十七八年戦役中、戦地において疾病若くは災害に罹り又は出征事務に関し死没したる」者も「特旨」を以って「戦死者同様合祀」することとなった⁽²⁷⁾。

合祀の対象と範囲をめぐる興味深い事例が、明治35（1902）年1月に起きた「八甲田山雪中行軍遭難事件」である。青森歩兵第5連隊の兵士210人が遭難、うち199人が死亡するという世上有名な事件で、このとき陸軍は調査委員会を設けてこの死者を靖国神社に合祀すべく検討を行い、寺内正毅陸軍大臣はこれを閣議に提出したが、結局閣議では遭難者を戦死者に準じて取扱うことはできない、という理由で合祀が否決されたという⁽²⁸⁾。合祀者の選定は陸軍大臣、海軍大臣が行い、天皇に上奏し、裁可を得てから合祀されるという通常の手続からは異例なことであったが、より重要なことは合祀すべきかどうかについて陸軍内部で議論と検討が行われている事実である。このことは、合祀基準のようなものが存在していたとしても、その実際の

適用については幅があることを示している。

賀茂百樹は昭和10年、全5巻の大作『靖国神社忠魂史』⁽²⁹⁾を編んだが、これは近代日本の戦史、個々の戦闘、事件、事績等と対応させて、この時点までの12万8千余柱の氏名等を収録した膨大な記録である。靖国神社の祭神を「英霊」と呼ぶようになったのは、明治44年の『靖国神社誌』に寄せた寺内陸軍大臣と斎藤実海軍大臣の題辞が初出らしいが、個々の祭神記録が靖国神社にとっていかに重要かが理解される。

3 西欧世界の観察者

さて、戦後における米国の対日占領政策、とりわけその神道政策の形成にとって、「西欧世界の観察者」たちの認識がどうであったかの問題は欠かすことができない。

本稿の「はじめに」で引用したラフカディオ・ハーンの『神国日本』の認識と鋭く対立したのがB.H.チェンバレン（1850-1935）である⁽³⁰⁾。明治6年から日本に滞在し東京帝国大学教授を務めたチェンバレンは、明治期日本の日本学者として周知の存在であるが、大正元（1912）年にロンドンで出した“The Invention of a New Religion”（『新宗教の発明』）と題する論文⁽³¹⁾で、忠君愛国の思想である国家神道を日本政府の官僚が新しく造ったものとして次のように批判した⁽³²⁾。

「天皇崇拜および日本崇拜は、その日本の新しき宗教であって、もちろん自発的に発生した現象ではない。…（中略）…二十世紀の忠君愛国という日本の宗教は、まったく新たなもので

(27) 前掲『靖国神社誌』98丁。戦死者「甲号」に対し「乙号」とされた戦死者同様の者の人数は、1万917名にのぼる。

(28) 丸山泰明「八甲田山雪中行軍遭難事件と靖国神社合祀のフォークロア」川村邦光編著『戦死者のゆくえ—語りと表象から—』青弓社、2003、pp.153-160。

(29) 靖国神社社務所編『靖国神社忠魂史』第1-5巻、靖国神社社務所、1933-1935。

(30) 遠田勝『『神国日本』考—チェンバレンとの対立をめぐる—』『比較文学研究』47号、1985.4、pp.24-53。遠田はこの論考の中で、ハーンとチェンバレンの日本観、宗教観、特に神道に関する見解が「正面衝突」していることを詳細に検討している。また、両者の日本理解をめぐるより広い考察としては、平川祐弘『破られた友情—ハーンとチェンバレンの日本理解—』新潮社、1987。がある。

ある。なぜならば、この宗教においては、古来の思想はふるいにかけて選り分けられ、変更され、新たに調合されて、新しき効用に向けられ、重力の中心を新たにしたからである。…(中略)…これは官僚階級が自己の利益のために役立てようとするものであり、付随的には国民一般の利益をはかるためのものである⁽³³⁾」「神道は皇室と関係が深いから、ひとり尊崇されるべきである。…(中略)…表面上は信教の自由を掲げている制度のもとにおいて、ある神道の祭礼には官僚の出席が求められ、諸学校では、毎年数度、天皇の写真の前に拝礼するという式典が制定された。この間、日本の政治は栄え、日本軍人は大勝利を博した。かくして、尊王主義と復活した神道崇拜に大いなる威名が加わった⁽³⁴⁾」。

チェンバレンの『新宗教の発明』は、楠家重敏氏によればヨーロッパの知識人の日本観に大きな影響を与えた。例えば、1922(大正11)年にはバートランド・ラッセルが『中国の問題』の中で引用している。そして、この『新宗教の発明』は『日本事物誌』に収録されることによ

て、第二次大戦前後における連合国の対日政策形成の材料となっていった⁽³⁵⁾。また、阿部美哉氏は「占領軍の国家神道理解の骨格を形成したのは、チェンバレンの1912年における日本批判であったといえる⁽³⁶⁾」と指摘している。

占領期における米国の神道政策への影響という点で、D.C.ホルトム(1884-1962)⁽³⁷⁾の神道に関する著作はもっとも重要である⁽³⁸⁾。ホルトムは、明治43(1910)年、アメリカ・バプテスト教会の宣教師として来日し、日本バプテスト神学校等で布教・教育にあたる傍ら、日本の神道、皇室制度の研究を行った。大正11(1922)年には『現代神道の政治哲学—日本の国家宗教の研究』⁽³⁹⁾、昭和13(1938)年には『日本の国家信仰—現代神道の研究』⁽⁴⁰⁾を刊行している。特に重要な著書は、昭和18(1943)年にシカゴで刊行した『現代日本と神道ナショナリズム』⁽⁴¹⁾である。その中でホルトムは、靖国神社の祭典の性格について日本人以外の読者層への説明として、最初の合祀を行った政府当局の動機に注意を払うべきであるとして、太政官布告のひと

31) 楠家重敏『ネズミはまだ生きている—チェンバレンの伝記—』雄松堂出版、1986。楠家重敏氏はこの浩瀚な著書の中で、チェンバレン『新宗教の発明』について詳しい論証を行っている。この論文は、昭和2(1927)年の『日本事物誌』第5版再刷本付録として転載され、さらに同書第6版で「武士道—新宗教の発明」と改題の上、本文に組み入れられた。日本語への全訳は戦後になってからで、高梨健吉訳による『日本事物誌1』(東洋文庫131)平凡社、1969。に収録されている。

32) 遠田 前掲注30 p.41.

33) バジル・ホール・チェンバレン(高梨健吉訳)『日本事物誌1』(東洋文庫131)平凡社、1969、p.87.

34) 同上 pp.88-89.

35) 楠家 前掲注31) p.596.

36) 阿部美哉「翻って平成時代の宗教の課題を問う」田丸徳善編『現代天皇と神道』徳間書店、1990、p.51.

37) ホルトムは、加藤玄智(東京帝大教授、比較宗教学)ら日本の宗教学者とも深い交友関係があった。前掲『現代天皇と神道』pp.50-51.に略歴がある。

38) 安津素彦・上田賢治「外国人の見た神道—戦前篇・戦後篇」『明治維新神道百年史』第2巻、神道文化会、1966.

39) 原題は *The Political Philosophy of Modern Shinto; A Study of the State Religion of Japan*, Chicago: The University of Chicago Libraries, 1922.

40) 原題は *The National Faith of Japan; a Study in Modern Shinto*, London, 1938. リプリント版 New York: Paragon Book Reprint Corp, 1965.

41) D.C.Holtom, *Modern Japan and Shinto Nationalism; A Study of Present-day Trends in Japanese Religions*, Chicago: The University of Chicago Press, 1943. 昭和25(1950)年に『日本と天皇と神道』の題で翻訳刊行された(深沢長太郎訳、逍遙書院)。

つの「殉難者布告」を引用し、根本的な動機は「非常な苦労をなめたあげく生命を捧げた人々の霊に正しく報い、また、新政府に忠誠をついた人たちを、それ相応に顕彰することによって、皇室への関心を昂めんとするにあつたのである⁽⁴²⁾」と説明した。そして、靖国神社に「神として祀られている戦没将士の霊は、国家の守護神、特に軍事に関して国家を守護する神々となったもので、この神々は戦場の将士を護り、そしてかつてはこの神々を感激せしめ、愛国的な任務を遂行するために生身の血を流させたその愛国の熱情をもって、国の運命を見守るのだ⁽⁴³⁾」という信念が存在すると分析する。さらに、天照大神の「太陽神話」は国民精神の中心をなす要素となり、国民精神総動員計画の原動力をなし、「一言でいえば、軍事国家の政治的な力を神格化することになったのである⁽⁴⁴⁾」と述べている。のちに、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）はこの書について、「神道が日本の軍国主義者や極端な国家主義者達によって如何に利用されたか、またこの結果が仏教や基督教に如何なる影響を与へたかを説明しようとしている」と評価している⁽⁴⁵⁾。

II 占領期における「靖国神社改革」

1 米国の対日政策と「神道指令」

昭和20（1945）年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。ラフカディオ

オ・ハーンが41年前に書き残したあの予言めいた「悪夢」、「連合軍を相手に無謀絶望の戦争をはじめ、自らを最後の犠牲にしてしまう悲運⁽⁴⁶⁾」が現実となったのである。「祖国愛の宗教としての神道⁽⁴⁷⁾」と「招魂社」はどうなるのであろうか。

占領のため日本に上陸した米軍の動きは迅速だった。9月はじめには早くも米軍兵士が靖国神社に到着し警備についた。マッカーサー総司令官が連合軍最高司令官総司令部（以下、GHQと略記する。）に民間情報教育局（教育、宗教政策等を担当。Civil Information and Education Section, 以下CIEと略記する。）を設置したのは、戦艦ミズーリで降伏文書が調印されてから3週間後の9月22日であり、日本の「国家神道」を解体した文書である「神道指令」（後述する）が発せられた12月15日までわずか3か月足らずである。その2週間後の昭和21年元旦には天皇のいわゆる「人間宣言」⁽⁴⁸⁾が詔せられている。

足掛け7年に及ぶ占領下日本の未曾有の激動と変化はなんであったのか。占領期についての学術的な研究が本格的に進められるようになったのは、米国国立公文書館の占領期文書が公開・利用できるようになった1970年代後半からである。各論的分野ともいふべき「神道指令」などの米国の対日宗教政策の研究結果が世に出るのは、ようやく1990年頃からである。つまり、靖国神社の国家護持や首相の公式参拝問題が大きな問題になったのちに、その問題の「起源」な

(42) ホルトム 前掲『日本と天皇と神道』p.64.

(43) 同上 p.68.

(44) 同上 p.89.

(45) 民間情報教育局が刊行した『日本の宗教』の参考文献には、ホルトムの著書3冊のほか、Robert O. Ballou, *Shinto, the Unconquered Enemy*, New York: Viking Press, 1945. が挙げられている。「神道、征服されざる敵」という原題を持つこの書は、ロバート・O.パーロウ著（生江久訳）『神国日本への挑戦—アメリカ占領下の日本再教育と天皇制』三交社、1990. として翻訳・刊行された。

(46) ハーン 前掲注(1) p.387.

(47) 同上 p.395.

(48) この詔書は当初特定の名称はなく、その後「人間宣言」という名称で流布されるようになった。国立公文書館では「新日本建設ニ関スル詔書」と称しているという。（大原康男『神道指令の研究』原書房、1993. p.112.）

いし「原点」となった占領期における「靖国神社改革」のプロセスや意味を検証することが可能になってきた。

占領期の全期間、GHQ 宗教政策の立案プロセスのほぼ全体を担ったのは、CIE 宗教課長⁽⁴⁹⁾の W.K.バンス博士であった。バンスは「神道指令」を起草するにあたって、まず神道を中心として日本の宗教事情を知る必要があり、岸本英夫東京帝国大学文学部助教授（当時、のちに教授）に顧問を依頼した。岸本は宗教学を講じており、米国留学の経験もあることなどから選ばれたが、CIE 宗教課と日本側の関係者との「橋渡し役」を果たすことにもなった。靖国神社の存続に岸本が果たした役割には大きいものがあつたと言えるだろう。また、前章 I で言及した神道学者 D.C.ホルトムに対して、GHQ は来日を要請したが健康上の理由で来られなくなり、ホルトムは神道政策に関する勧告書を送付してきた。岸本は「バンス博士は、参考書を次から次へ熱心に読みこなしに行った。とくにアメリカの神道学者 D.C.ホルトムの著書を熟読玩味しているようだった⁽⁵⁰⁾」と記している。また、「バンス博士は、総司令部の上層部の信任も厚かった。宗教行政に関しては、彼の意見は決定的な力を持っているように見えた。そのような彼が、日本を愛する人であり、万事につけて筋を通して考えずにはいられない理性の人だったことは、占領軍の宗教行政に、多大の影響を与えたと私は思っている⁽⁵¹⁾」と書いている。バンスは日本側にとって手ごわい占領統治側の交渉相手であり、まぎれもなく GHQ の基

本政策の忠実な遂行者であったが、彼に接した神道関係者を含む日本側には個人として悪い印象は残していないようである。

さて、米国の占領政策の検討において、神道についての議論は、早くも1943（昭和18）年の後半に登場している。大統領の諮問機関である戦後外交政策諮問委員会の領土小委員会で、ヒュー・ボートン⁽⁵²⁾（1903–1995、国務省特別調査部極東班のメンバー、当時コロンビア大学助教授・日本史）は、戦後日本の国内改革に積極的に介入することを主張し、「軍国主義が日本の政治を支配するに至ったのは、神道の政治的利用や明治憲法で認められた種々の特権を行使」したからであり、「日本の侵略性は、超国家主義と軍国主義から出てきたもの」で、「除去可能な、一時的歴史現象」と主張した⁽⁵³⁾。ボートンは、天皇制の廃絶は必ずしも必要ではなく「政治目的のために天皇が利用される事態を防止することや、天皇が不可侵であるとする信仰のような近代神道の国家主義的教義の布教を禁止する」ことが重要だと主張した⁽⁵⁴⁾。

1944（昭和19）年3月15日、国務省の極東に関する部局間地域委員会は「日本—信教の自由」と題する神道と信教の自由に関する基本政策文書を取りまとめた。この文書は「神道を一宗教として、極端な国家主義から区分するのが困難であることを考えるとき、占領軍は日本に信教の自由を許すべきか否か」という問題設定への回答であった。宗教的信仰の自由はルーズベルトの「四つの自由」にも表明されているように連合国の尊重する原理であり、当然守らねばな

(49) 正確には、CIE に当初教育・宗教課が設置され、課長はヘンダーソン、教育班にホール、宗教班にバンスが配された。12月3日、宗教課が分離独立しバンスが宗教課長となり、占領終了までその任にあった。

(50) 岸本英夫「嵐の中の神社神道」新宗連調査室編『戦後宗教回想録』新宗教新聞社、1963、p.207。岸本のこの回想録は、脇本平也・柳川啓一編『岸本英夫集第5巻 戦後の宗教と社会』溪声社、1976。に収録されている。

(51) 同上 p.240.

(52) ヒュー・ボートン（五百旗頭真監修、五味俊樹訳）『戦後日本の設計者—ボートン回想録』朝日新聞社、1998。同書によれば、ボートンと岸本英夫には交友関係があつた。なお、本書は日本語訳が原著である。

(53) 中野毅「アメリカの対日宗教政策の形成」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、1993。p.44.

(54) 同上 pp.46-47.

らないが、「この原理の日本への適用は複雑な問題を内包しており、それは、本来無害で原始的なアニミズムである原始神道のうえに、昨今の狂信的な愛国主義と侵略主義を増長させるため軍国主義者によって利用された『国家主義的天皇崇拜カルト』が接ぎ木されているからである」とし、日本にある約10万の神社を大きく三つに分類した。第一は古代に起源を持ち地域の守護神を祭る神社、第二は伊勢神宮のような古代に起源を持つが国家主義の象徴的存在になっているもの、そして、第三は靖国神社や明治神宮、乃木神社のような近年設立された国家的英雄を祭る神社である。第三の類型に属する神社は、軍国主義的国家主義精神を鼓舞する神社であり、日本政府も、宗教ではなく愛国主義の表現形態であると繰り返し主張しているのだから、仮に閉鎖を命じてでも信教の自由に抵触はしない。ただし、現実的政策としては、国家主義的神社にあっても、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくない。公的秩序や安全保障に反しない限り、個人的信仰の対象としては公開存続を許されるものとする、と勧告している⁽⁵⁵⁾。

米国の対日宗教政策の原則となった基本文書とその宗教関連の主要部分は、以下のとおりである⁽⁵⁶⁾。

- ① 「ポツダム宣言」：「言論、宗教、思想の自由は基本的人権の尊重と共に、確立されなければならない」
- ② 「降伏後における米国の初期対日方針」⁽⁵⁷⁾

：「宗教的信仰の自由は占領後直ちに宣言されなければならない。同時に超国家主義的かつ軍国主義的組織や運動が、宗教の仮面の背後に隠れることは決して許されないことを、日本国民に明らかにしなければならない。」

- ③ 「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」⁽⁵⁸⁾：「日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布および宣伝は、如何なる形態においても禁止され、完全に抑止される。連合軍最高司令官は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならない」、「宗教的信仰の自由は、日本政府によって速やかに宣言されなければならない。」

さきに述べたように、昭和20(1945)年9月にCIEが設置され、10月4日には「政治的、社会的及び宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」(「人権指令」)が発令された。10月7日、国務省極東局長J.C.ヴィンセントがNBCラジオで国家神道について語り、翌8日「神道は日本の国教としては廃止される」と日本に伝えられた。13日、J.F.バーンズ国務長官からGHQの間合せに対して「神道は、それが日本人個人の一宗教である限り、干渉されることはない。しかしながらそれが日本政府によって指導され、また政府によって上から強制された手段である限り、それは廃止されなければならない」と回答し、ダイクCIE局長はこの回答をバンスに渡し、この政策を具体化する指令の草案作成を命じた。

⁽⁵⁵⁾ 同上 pp.53-55.

⁽⁵⁶⁾ 同上 pp.59-60. から再引用。したがって、各文書名、引用文の翻訳は、中野論文に依拠している。なお、占領期文書の詳細な検討は今後の課題としたい。

⁽⁵⁷⁾ 同上。中野氏が使用している資料は、United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8.29, 1945, SWNCC150/4. で、米国防務省からマニラのマッカーサーに宛てて送付されたものと思われる(五百旗頭真『米国の日本占領政策 下』中央公論社, 1985, p.254.)。外務省政務局特別資料課編『日本占領および管理重要文書集 第1巻 基本編』1949, p.92-108. に、1945年9月22日付けの「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」が収録されている。

⁽⁵⁸⁾ 同上。中野氏が使用している資料は、Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, 11.3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/15. である。

この年12月15日、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件⁽⁵⁹⁾」、いわゆる神道指令が発せられた。この神道指令の意義と内容、それが日本の宗教界に与えた衝撃、実際の運用状況、さらには日本の社会に残した影響等は実に興味深いものがあるが、今それらに踏み込む紙幅はない。今日、この神道指令がもっとも関心と呼ぶ点は「政教分離」との関係である。神道指令は「本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治目的ニ誤用スルコトヲ防止シ、正確ニ同ジ機会ト保護ヲ与エラレル権利ヲ有スラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル」として、「国家と宗教の分離」を命じたのである。

Bans は神道指令の草案を作成していくプロセスについては研究が進んでいるが⁽⁶⁰⁾。なかでもきわめて興味深い文書が「担当者研究(スタッフ・スタディ)」である。「担当者研究」とは「GHQ が日本政府に対して重要な指令を発するに先だって、当該指令の意図ないし趣旨、発令の理由となる事実、実施すべき政策に関する勧告などについて、担当スタッフが調査・研究した資料⁽⁶¹⁾」で、神道に関する Bans の担当者研究は3度にわたって作成された。第1次担当者研究で Bans はこう書いている。

「神道は、日本の軍国主義及び神道の理論家に数えられている協力者によって、日本人の間に軍国主義精神を生み、育むために、また領土拡張戦争を正当化するために利用されてきた。それが再びそのように利用される危険がある。

かかる可能性を除くために軍国主義及び過激なる国家主義的イデオロギーの弘布は完全に禁止され、神道は学校から排除され、国家から分離されることが命じられている⁽⁶²⁾」。

このような基本認識を示した上で、Bans は「本問題に関係ある要素」として、神道の起源、神道の意義、神道と皇室の関係、近代における国家神道の創出、学校や軍事教育における神道の利用、神道国家主義と抑圧、国家神道と宗派神道の区別、国家神道の発展の足跡、国家神道の神社の区分(社格)、神社の収入等々について、前出のホルトム、チェンバレンのほか、日本学者の W.G. アストン(1841-1911)、姉崎正治(宗教学者、東京帝国大学教授)らの学説から政府の統計数字まで引用して12項目にわたって記述している⁽⁶³⁾。

Bans は神道指令の作成にあたってホルトムらの著作を参考にしたばかりでなく、岸本や神道学者の宮地直一(東京帝国大学教授)、仏教学者の鈴木大拙らからも教示を受け、日本政府関係者や神道界、宗教界の指導者とも会い、各地の神社も訪問している。しかし、神道についての「西欧世界の観察者」のうち、いわばチェンバレンの「系譜」を主要な情報源としたことの意味は決して小さくない。それは「外部」からの知的な「日本理解」を決して軽視してはならないことを示しているのである。

2 靖国神社の存廃問題と再出発

占領期における「靖国神社改革」を検討するにあたって、問題の出発点となった陸軍省等の

(59) 昭和20年12月15日連合軍最高司令官総司令部参謀副官発第3号(民間情報教育部)終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書。大原康男『神道指令の研究』原書房、1993、pp.57-68。に英文、日本語訳の全文が掲載されている。

(60) 阿部美哉『政教分離—日本とアメリカにみる宗教の政治性—』サイマル出版会、1989。;大原 前掲注(59)の『神道指令の研究』など。

(61) 大原 同上 p.18.

(62) 同上 pp.18-19.

(63) 同上。

対応方針と昭和20年11月19-21日の臨時大招魂祭までの経過を一瞥した上で、靖国神社の存廃問題を含む「靖国神社の存在形態」をめぐる問題と合祀をめぐる経過とに分けて述べたい⁽⁶⁴⁾。

8月30日、陸軍省は「靖国神社ノ合祀ニ関スル件」を作成し、陸海軍の解体を前提として、今次大戦における死没者の合祀の実施、靖国神社の管理と合祀事務の移管についての見解をまとめ、海軍省等の関係機関と協議を進めた。陸軍としては「国家ノ総力ヲ挙ゲ且本土モ戦場トナリタル今次戦争ノ特性ニ鑑ミ⁽⁶⁵⁾」合祀の対象を一般国民の戦災者まで拡大する意向だったが、海軍省や宮内省の同意が得られず、協議を続けた結果、臨時の大招魂祭を実施することとなった。その内容は、とりあえず今次大戦(満州事変、支那事変、大東亜戦争)による、9月2日(降伏文書調印の日)までに死没した軍人・軍属等で、合祀未済の者の霊を一括して招魂祭祀するというもので、個々の祭神については後日調査を実施して判明したものから霊壘簿を本殿に奉安し、遺族に合祀完了を通知する、という方針であった⁽⁶⁶⁾。GHQは一部に異論もあったがCIEは自由に実施させて観察するため了承を与えた。神社側は岸本東大助教授の助言等もあり、CIEに好い印象を与えるためいろいろと配慮したという⁽⁶⁷⁾。

11月20日、天皇の御親拝、梅津美治郎祭典委員長、幣原喜重郎首相、下村定陸相、米内光政

海相以下の国务大臣、陸海軍・官庁の代表、遺族1千名余の参列のもとに祭典が行われた。CIEからは、ダイク局長、バンス、ウォープの3人が岸本の案内で参列している。ダイクらは好い印象を抱いたようで、靖国神社の「第一の、最大の危機を脱した⁽⁶⁸⁾」と岸本は判断している。

GHQでは、靖国神社そのものの存廃が検討されていた。ブルノー・ビッテル神父(カトリック教会東京大司教区麹町教会、聖イグナチオ教会)の回想⁽⁶⁹⁾によれば、大招魂祭の前の10月中旬、マッカーサー元帥からのメモが届いた。その内容は「司令部の将校たちは靖国神社の焼却を主張している。同神社焼却に、キリスト教会は賛成か、反対か、すみやかに貴使節団の統一見解を提出されたい」というものであった。駐日ローマ法王代表・バチカン公使代理のビッテルは「自然の法に基づいて考えると、いかなる国家も、その国家のために死んだ人びとに対して、敬意をはらう義務と権利があるといえる…(中略)…もし靖国神社を焼き払ったとすれば、その行為は米軍の歴史にとって不名誉きわまる汚点となって残るであろう⁽⁷⁰⁾」という意見を提出した。マッカーサーはのちに「カトリック教会からあんな見解が出されるとは、思いもよらないことだった⁽⁷¹⁾」と語ったという。

靖国神社ではGHQの意向を知るために、11月26日、横井時常権宮司らが岸本助教授、宮地

(64) 同上 pp.231-277. 第7章「靖国神社・護国神社に対する施策」に詳しい記述がある。

(65) 同上 pp.234-235.

(66) 同上 pp.235-236. 「靖国神社祭式」によれば、祭祀の手順は、合祀の前夜に祭神となるべき霊を招魂場に招祭して「招魂式」を行い、ついで霊壘を本殿に奉遷し、翌日この次第を大前に奉上し「合祀祭」を行う、というものである。

(67) 岸本 前掲注(50) pp.213-216.

(68) 同上 p.25.

(69) B.ビッテル述、朝日ソノラマ編集部編『マッカーサーの涙—ブルノー・ビッテル神父にきく』朝日ソノラマ、1973.

(70) 同上 p.118.

(71) 同上 p.127.

教授を同行して、バンスを訪問した。この時、靖国神社側が携えたのは「廟宮制」である。廟宮とは、慰霊安鎮を目的とする遺族中心の神社を公益法人として経営する案で、バンスの一定の評価を得た靖国側は年末までに「靖国廟宮庁規則」案を作成した。これとは別に、政府側では、祭神を氏子とする一神社として存続する案を考えていたのであり、また、バンスは戦死者の記念碑とする案の存在も示唆している。明けて、昭和21年1月19日、廟宮への移行を考える靖国神社側と、神社としての存続を主張する政府側（第一復員省、終戦連絡中央事務局）との意見調整が図られ、神社としての祭祀を行うという実質に変化がないのなら、靖国神社という社号を残すべきだ、という結論になったという⁽⁷²⁾。

昭和21年2月2日、宗教法人令⁽⁷³⁾が改正されて靖国神社も「宗教法人令ニ依ル法人ト看做ス」とされた。2月1日、復員省の所管を離れ、4月28日社制改更奉告祭を執行し、9月7日には単立の宗教法人として登記を完了した。

しかし、これで靖国神社の法的地位が確固としたものになったわけではなかった。11月13日、GHQは「宗教団体使用中の国有地処分に関する件⁽⁷⁴⁾」と題する指令を発した。社寺境内地は明治4年の上地令によって国有財産に編入されていたが、新憲法改正案に「公の財産は宗教上の組織の利用に供してはならない」との趣旨

の規定が盛り込まれた関係で、国と神社・寺院との間の財産上の関係を整理する必要が生じた⁽⁷⁵⁾。この指令は、神社や寺院が現に使用している境内地を一定条件のもとで無償あるいは有償で取得することを可能にするものであった。ところが、この指令第3項F号には、土地所有権を宗教団体に移管する規定は「軍国的神社(military shrine) (靖国神社、護国神社、招魂社)には適用されない、との付帯条件がついていたのである。「戦没した兵士の神格化を通して、軍事的理想に栄光を与えるために創建された」軍国的神社は「将来の地位のありようが未決定である」から、というのがその理由であった⁽⁷⁶⁾。この付帯条件は神社そのものの存立を左右する問題であり、関係者に非常な危機感を与えた。これに関する文部省宗務課や靖国神社との協議の中でバンスは、「靖国神社の問題はまだ結論に達していないが、存立するには二つの方法で考えられないか。一つは神道の宗派的なものから離れて、戦死者の記念堂の如きものとして、誰でも礼拝できる形とする方法である。他は慰霊のみを目的とする神社とすることである⁽⁷⁷⁾」との見解を明かにしている。この問題の調査にあっていたW.P.ウッダード⁽⁷⁸⁾は「靖国神社—その将来に関する意見」(昭和22年1月6日付け)で、靖国神社の存続は許されるべきであると報告した⁽⁷⁹⁾。CIEはその後も調査を進め、

(72) 大原 前掲注(59) pp.239-242.

(73) 昭和20年12月28日勅令第719号。

(74) 昭和21年11月13日連合軍最高司令官総司令部発第602号終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府宛覚書(SCAP IN1334)。

(75) 大蔵省管財局編『社寺境内地処分誌』大蔵財務協会、1954。

(76) 大原 前掲注(59) p.252. 大原氏が翻訳したバンスの「担当者研究」からの再引用による。

(77) 同上 p.254.

(78) ウィリアム・ウッダードはCIEの宗教関係の調査を担当し、占領後も日本に留まり国際宗教研究所を設立、宗教に関する国際的理解のための活動を行った。その回想録(阿部美哉訳)『天皇と神道—GHQの宗教政策—』サイマル出版会、1988。(原書名: William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, Leiden: E.J.Brill, 1972.)は貴重な証言であり、GHQの宗教政策に関する最初の研究書でもある。

(79) 大原 前掲注(59) pp.261-262.

靖国神社のあり方について検討したが、結局、新しい指令を出すには至らず、また、対日平和条約締結後の昭和26年9月12日、境内地に関する第3項F号を取り消したのであった⁽⁸⁰⁾。

バンスは後年、こう語っている。「靖国神社は戦争で肉親を失くした遺族の方々の気持の安息所だ、というのが当時の私の考えだったと思います。だから、日本国民が靖国神社を残しておきたいなら、当然日本人の生活の中であってよいのではないかと思ったのです。…(中略)…靖国神社には戦死した普通の兵士がみんな祀られ、軍国主義的な精神の象徴であったかどうかは問題ではなかったから閉鎖までしませんでした⁽⁸¹⁾」。

靖国神社の祭神の合祀は、陸海軍大臣官房内に高級副官を委員長とする審査委員会が内規によって個別審査を行った上で、陸海軍大臣から上奏、勅許を得て決定されていた⁽⁸²⁾。昭和20年12月1日、第一・第二復員省の設置に伴ない、復員に関連する業務として合祀手続きに関する事務を行うこととなり、同月13日、第一復員省は「靖国神社合祀未済ノ者ニ関スル件」(一復第76号第一復員次官通牒)を都道府県ごとに置かれた地方世話部に発して、未合祀者の調査を開始した。神道指令が発令され、また靖国神社が国家管理を離れたため、この業務の継続の当否が検討されたが、この業務は続けられ、従来の合祀者資格審査基準に依拠して決定された名簿の第1回分が靖国神社に通報されたという⁽⁸³⁾。

こうして昭和21年4月29、30日に、新しい合祀祭神2万6,887名の霊璽奉安祭と例大祭、合祀祭が執行されたが、GHQの意向により勅使参向の儀は取り止めとなり、勅使参向は占領中一切認められなかった⁽⁸⁴⁾。

CIE側はこのころから靖国神社・護国神社の本格的な調査を開始し、合祀に対して厳しい制限を加えてきた。この結果、秋の合祀祭は中止となり、今後の追加合祀と遺族への合祀通知も禁止された。外部に一切公表せず、神社限りで本殿に別座を設け、大招魂祭で招魂した祭神を奉祭することのみが許可された。従来の合祀祭が不可能になったことから、靖国神社では、昭和22年から霊璽奉安祭のみを神社限りの祭典として執行することとし、占領期には5回行われた。国側の調査と通知業務は継続されたがCIE宗教課は黙認していたという⁽⁸⁵⁾。

III 戦没者の合祀と「国家護持問題」

1 戦後の合祀

昭和26(1951)年10月18日、靖国神社は戦後初の例大祭を挙行し、吉田茂首相が参拝した。9月8日に対日講和条約、日米安全保障条約を調印して帰国後、第12回国会(臨時)(昭和26年10月10日-11月3日)の開会直後の時期であった。首相の参拝は戦前においては常例ではなかったようであるが⁽⁸⁶⁾、これ以後慣例化していく。独立回復後の靖国神社にとって最大の課題は、

⁽⁸⁰⁾ 同上 pp.267-270.

⁽⁸¹⁾ 竹前栄治『GHQの人びと一経歴と政策』明石書店, 2002. pp.268-269. 同書所収の第8章が「神道指令と宗教政策—民間情報教育局宗教課長 W・バンス少佐」。初出は、「占領下の宗教改革—W.K.バンス博士に聞く」『東京経大会誌』150号, 1987.3, pp.187-219.

⁽⁸²⁾ 大原 前掲注(59) p.244.

⁽⁸³⁾ 同上 p.245. 大原氏は靖国神社所蔵の「靖国神社合祀者資格審査方針綴 三、四」所収の「要旨」と題されたメモに依拠している。

⁽⁸⁴⁾ 同上 p.246.

⁽⁸⁵⁾ 同上 p.256.

⁽⁸⁶⁾ 賀茂百樹は「未曾テ首相ノ詣リテ敬意ヲ表シタルダニ聞カザルナリ」と書いている(大正11年頃と推定される)。「靖国神社例祭日に関する意見書」『靖国神社百年史 資料篇上』靖国神社, 1983, p.405.

さきの大戦による戦没者の合祀という、当時にとっては困難を極めた事業であった。

靖国神社の合祀問題が国会で審議されたのは、昭和26年11月2日衆議院外務委員会が最初のものである⁽⁸⁷⁾。戦没者を至急合祀すべきであるという立場から以後たびたびこの趣旨の質疑が行われ⁽⁸⁸⁾、昭和30年5月16日の衆議院予算委員会では重光葵副総理が、政教分離の関係で直接政府が予算を出すわけにはいかないが、厚生省等の管轄の中でできるだけ手段を講じる努力をする旨答弁し、川崎秀二厚生大臣も靖国神社からの祭神資格決定のための経歴等の問合せについて積極的に協力していきたいと発言している⁽⁸⁹⁾。川崎厚生大臣は参議院予算委員会でも同様の趣旨で「何らか靖国神社の合祀と結びつけてこれを行うというようなことで、相当に便宜的な方法もあるのではないか⁽⁹⁰⁾」具体的に研究すると答弁した。このような経緯もあり、昭和31年4月19日、厚生省は「靖国神社合祀事務に対する協力について」という引揚援護局長通牒を発し、概ね3年間で戦没者の大部分の合祀が完了するよう都道府県等に通知したのである⁽⁹¹⁾。

この間の昭和30年7月23日、第22回国会の衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において、「靖国神社における英霊合祀に関する問題について」参考人からの事情聴取が行われた⁽⁹²⁾。参考人として出席したのは、池田良八（靖国神社権宮司）、館哲二（靖国神社奉賛会理事長）ほか神社側から計4名である。

池田参考人によれば、終戦前の合祀は、陸海軍による祭神の決定、霊璽簿の調製、遺族への通知等の後、招魂式を行い「お招き申し上げましたおみたまを直ちに御本殿にお移し申し上げまして、御本殿の御正座にお祭り申したのです」。戦後、未祭祀の戦没者の合祀の方法について、陸海軍、宮内省、内務省等との協議の結果、「従来のように一々お名前を霊璽簿に謹写してお祭り申し上げるといことは当時の事情でできないのでありまして、それで、結局おみただけをお迎え申し上げまして、御本殿にお移しする。お移しするには、御正座に沿いまして、われわれの言葉で言う相殿にお祭りを申したのであります。そして、逐次資料が集まりました方々からお名前を謹戴いたしまして御正座にお祭りを申し上げるとい話し合いになっておったのであります⁽⁹³⁾」。昭和20年11月19日の大招魂祭はこの方式で行われ、その後、逐次調査が済んだ分について毎年時期を決めて御正座に移すことになったという。要するに「みたまはお招き申し上げましたけれども、その霊璽をお祭りできない方々がまだたくさんおありになるという現状⁽⁹⁴⁾」で、約76万柱は合祀が済んだが、まだ推定百二、三十万の合祀が済んでいないという状況であった。

池田参考人が委員会に提出した「経過及び事業計画の内容」の中の「靖国神社合祀祭神関係参拝遺族接遇社頭整備復興経費概算書」の内訳には、「合祀祭神関係費」として2億1千526万円が計上されている⁽⁹⁵⁾。その項目は、遺族へ

⁽⁸⁷⁾ 第12回国会衆議院外務委員会議録第3号 昭和26年11月2日 p.24. 並木芳雄議員の質問。

⁽⁸⁸⁾ 参議院法務委員会戦争犯罪人に対する法的処置に関する小委員会会議録第1号 昭和26年12月12日 p.3.; 衆議院予算委員会議録第9号 昭和27年2月5日 p.2.; 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第19号 昭和27年7月30日 p.2. など。

⁽⁸⁹⁾ 第22回国会衆議院予算委員会議録第14号 昭和30年5月16日 p.19.

⁽⁹⁰⁾ 第22回国会参議院予算委員会議録第30号 昭和30年6月22日 p.9.

⁽⁹¹⁾ 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』（調査資料76-2）1976, pp.231-232.

⁽⁹²⁾ 第22回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第13号 昭和30年7月23日 pp.1-12.

⁽⁹³⁾ 同上 p.1.

⁽⁹⁴⁾ 同上

の通知状、霊璽簿⁽⁹⁶⁾の調製、霊璽簿格納のための神庫の造営、事務用の祭神簿、陛下のお手元に差し上げる上奏簿、祭神名票（調査用のカード）、索引、参拝券、参列者の接待等の祭典、等に要する経費である。これは198万柱に対する経費で、このほか20万柱が将来判明するかも知れない分の予備費として計上されている。

さきに述べたように、靖国神社の戦後における合祀問題を検討する際の出発点となるのは、昭和20年11月の臨時大招魂祭における合祀の対象と祭祀の方式である。まず、合祀の対象であるが、陸軍省・海軍省告示⁽⁹⁷⁾によれば、「大東亜戦争、満洲事変、支那事変に関し、戦死・戦傷死し、又は戦地・事変地等における傷痍疾病等に基因し、昭和20年9月2日までに死没した軍人・軍属等であって、靖国神社に合祀未済の者」であった。ここで、9月2日というのはミズーリ号艦上で降伏文書が調印された日である。合祀の場合、祭神となるべき者の柱数、氏名が必要であるが、それらを直ちに確定することが不可能だということで、まず、靖国神社の招魂殿に招魂祭祀し、個々の祭神名は、今後慎重調査の上、例大祭に際し逐次本殿に合祀する、ということになった⁽⁹⁸⁾。軍部側では氏名等が不明でも直ちに本殿合祀をしたいという意向であったが、神社側は「余にも新しき忠霊をも含むが故に、直ちに旧祭神の側に合祀は如何？」と主張し「遂に招魂殿奉斎に至」ったのである⁽⁹⁹⁾。

11月19、20、21日の祭祀では、招魂に関する一連の式が行われたあと、招魂された祭神は招

魂殿（招魂斎庭の仮殿）に奉斎された。翌年、昭和21年4月、氏名の確定した祭神を春の例祭で合祀したが、10月の合祀はGHQの意向により中止され、やむなく神社側は「招魂殿遷座祭」を行うこととした。これは、招魂殿の祭神は将来当然合祀されるべき資格があるが、死没年月日、氏名が未決定のものを旧祭神と同列にできないので、ひとまず本殿の隣の「左側の相殿」に移すこととしたのである。調査の結果氏名等が確定したのから霊璽簿に記入し、本殿正床に移す「霊璽奉安祭」を行って合祀を完了することとし、昭和22年4月（第68回合祀）から実施された。

では、昭和20年9月3日以降についてはどうするかが神社としての課題であった。昭和31年10月の「霊璽奉安祭についての覚書」⁽¹⁰⁰⁾、昭和33年3月31日の「相殿遷座祭執行の件」⁽¹⁰¹⁾及び「臨時招魂祭霊璽奉安祭等一覧」⁽¹⁰²⁾によれば、次の区分によって臨時招魂祭等が行われた。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 第1回 | 昭和24年6月4日 |
| | 昭和20年9月3日～23年5月31日
に死没した者 |
| 第2回 | 昭和25年6月4日 |
| | 昭和23年6月1日～24年5月31日 |
| 第3回 | 昭和26年6月4日 |
| | 昭和24年6月1日～25年5月31日 |
| 第4回 | 昭和27年6月4日 |
| | 昭和25年6月1日～26年5月31日 |
| 第5回 | 昭和33年10月9日 |
| | 昭和26年6月1日～32年9月30日 |

⁽⁹⁵⁾ 同上 p.6.

⁽⁹⁶⁾ 同上。池田参考人の説明によれば、霊璽簿の調製には、明治初期からのしきたりで、料紙は鳥の子、表紙に金欄を使い、天地に金箔を用い、中の記載は、祭神の本籍の府県、位階勲等、階級、死亡年月日、場所、氏名を毛筆で書く、という。

⁽⁹⁷⁾ 陸軍省・海軍省告示第4号 昭和20年11月17日『靖国神社百年史 資料篇上』p.274.

⁽⁹⁸⁾ 陸軍大臣・海軍大臣から宮内大臣への照会（昭和20年11月17日付け）、『靖国神社百年史 資料篇上』p.272.

⁽⁹⁹⁾ 「招魂殿遷座祭経過」『靖国神社百年史 資料篇上』p.292.

⁽¹⁰⁰⁾ 『靖国神社百年史 資料篇上』pp.300-302.

⁽¹⁰¹⁾ 同上 pp.303-305.

⁽¹⁰²⁾ 同上 pp.306-307. 第3～5回の名称は「相殿合祀祭」。

「霊璽奉安祭についての覚書」は、これらの祭神は、「時間的相違はあるが、昭和20年11月の臨時大招魂祭の延長であり、祭神の資格も従来の合祀資格内規の規定に基づくものとして将来靖国神社正床に合祀されるべき命等と云ふことが出来る⁽¹⁰³⁾」としている。しかし、「陛下の行幸なく、従って正床の祭神とは勿論、昭和21年10月遷座の左側相殿の祭神とも神格が相違する」等の理由で、「右側の相殿」に祭られた。その後、2回の天皇の行幸親拝も行われた結果、この右側の祭神も左側と同格となったとして、昭和33年3月に左側相殿に移されている⁽¹⁰⁴⁾。

ここで詳細に書いたのは、対象期間がなぜ昭和32年までという長期間になったのか、また、後に問題となる東京裁判のいわゆる「A級戦犯」が死刑を執行されたのは、昭和23年12月23日のことであり、従って上記の第2回で招魂された祭神（有資格者）に既に観念としては入っていたのかという疑問のためである。いずれにしても、合祀対象については、占領期とその後における合祀の経緯を全体として考える必要があるのではなかろうか。

2 靖国神社のあり方をめぐる論議

さて、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会は、昭和31年2月14日、「靖国神社における英霊合祀に関する問題について」第2回目の参考人からの意見聴取を行った。今回の参考人は、金森徳次郎（国立国会図書館長、新憲法制定時の担当國務大臣）と大石義雄（京都大学教授、憲法学）であった⁽¹⁰⁵⁾。参考人が意見を求められたのは、「現在のままの靖国

神社に対して、国家補助をすることが、憲法に抵触するか否か」、「靖国神社を宗教法人にしておくことが間違いであって、特別法を制定して特別法人とし、これに国家的財政補助をなすべきであるとする説」の2点であった。この委員会における金森・大石発言は、のちに再三参照されるように、靖国神社のあり方をめぐる論議の原点をなすもので、「日本国憲法下の政教分離問題」のプロトタイプといえるものである。

金森参考人は、靖国神社への英霊合祀が遅れていることは国家として悲しむべきことであると前置きしながらも、政治と宗教は「土俵を別々にして」、「政教分離ということを徹底的にするというのが、憲法の精神であろう」と述べ、靖国神社は「たとい十年間といえども、はっきり宗教としてみずから認めてきたところを見ると宗教施設ではないとは断言できない⁽¹⁰⁶⁾」とする。靖国神社には、「宗教的なものと切り離すことができない面」と「宗教を除いた意味の国民の精神的な問題が含まれて」おり、「実際はこれがくっついて発達して」きたので「このところを割り切るには、相当骨が折れる」と見る。特別立法については、「一つの法律を出して、これは宗教ではないと宣言をいたしましても、それが実質において宗教であれば、憲法にひっかかってくる」。国として考えるなら「宗教的色彩のないもの」を設備の本体として作り、「その回りを取り囲んで礼拝等の気持ちを満たすことは、それは国民各自の自由である⁽¹⁰⁷⁾」というような施設が望ましい、とする。金森参考人は、バートランド・ラッセルの日本批判⁽¹⁰⁸⁾、あるいは明治維新以来の招魂社、靖国神社、宗

⁽¹⁰³⁾ 同上 p.302.「霊璽奉安祭についての覚書」

⁽¹⁰⁴⁾ 同上 p.305.

⁽¹⁰⁵⁾ ほかに、衆議院法制局第一部長の三浦義男が出席している。

⁽¹⁰⁶⁾ 第24国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第4号 昭和31年2月14日 p.1.

⁽¹⁰⁷⁾ 同上 p.6.

⁽¹⁰⁸⁾ 金森が戦前読んだのはラッセルの *The Problem of China* (1922年) であろう。戦後『中国の問題』（牧野力訳、理想社、1971）として翻訳刊行された。

教制度、神社制度調査会の議論などを引き、戦前の神道に対する反感が国民の一部にあることを認めなければならない、としながら、また、靖国という言葉はいわれもあり意味も深い言葉なので、「靖国記念堂」といった国民の得心する名称があれば「四方八方、都合よくなる」と述べている。

大石参考人は、国家・神社・宗教とはなにかを理解することなしにはこの問題を解決できない、靖国神社が宗教的施設であるかどうかが本質的な問題である、とする。国家を国家たらしめる精神的基礎は国体であり、わが国の神社は国体と密接な関係を有している。国民は何人も自己の所属している共同社会としての象徴天皇を崇敬すべきで、これは国民の道徳的義務である。靖国神社は天皇または天皇を助けて国家に特別の功労のあった人々、あるいは国難に準じた人々を祭神としているのであるから、「いやしくも日本国民ならば、それが仏教徒だろうとキリスト教徒だろうとその他の宗教徒だろうと、国民としての立場においては、ひとしくこれらの祭神に対しては崇敬の念をささぐべきは、日本国民の最小限度の道徳的義務であります⁽¹⁰⁹⁾」と述べている。神社と国家の関係を切り離れた「神道指令」を日本国憲法の解釈の根拠とするのは間違いであり、憲法は神社を宗教的施設として規定していない。立法論としては、特別法を制定して宗教法人法の対象から靖国神社を除外するしかない、と主張した。「歴史というものは、結局われわれの祖先の生活の積み重ね」であり、その歴史の中の重大な誤りは反省して、将来再び繰り返さないように警戒しなければならないが、「私どもは敗戦下の今日において、

静かに日本の歴史というものを振り返って、われわれの祖先の築き上げたもので、とっておくべきものの大事なものはあくまでも残しておかなければならない⁽¹¹⁰⁾」と結ぶのである。

二人の参考人の見解は、みかけほど隔たりがあるものではない。憲法解釈は別としても、靖国神社の日本にとっての国家的・国民的意味の重要性の認識においても、特別の立法でなければ靖国神社の国家管理は困難であるという点においても共通していた。論点のひとつは靖国神社の「国家性」と「宗教性」という二重の性格のどちらを重く見るかであった。もうひとつの論点は、大石が戦後の国民意識に対して戦前期の「近代日本」に存在した歴史的・道徳的な規範意識を求めたのに対して、金森は「近代日本」から戦後への変化を重視した点にある。そして今日の眼からして重要なことは、金森が、靖国神社の国家管理立法が企てられる場合には、キリスト教の人など国民の一部に批判的な反応を引き起こすかも知れないことを指摘したことである。たとえ法律で靖国神社を宗教的施設ではないと割り切ろうとしても、その施設や祭祀という「外見」が宗教的であれば、立法化は容易ではないというのが金森の見通しであった。

では、靖国神社の「宗教性」少なくともその「祭祀の伝統」を靖国神社自身はどう考えていたのであろうか。戦没者の英霊合祀のところで見たように、靖国神社はその由緒と伝統に基づく戦没者の祭神化に努力を傾けていたし、当時は、宗教法人という「ワク」についてもこれを否定するほどではなかった⁽¹¹¹⁾。いずれにしても、靖国神社は、戦前からの伝統の継承と戦後日本の新しい変化への適応という、二重の課題

(109) 前掲注⁽¹⁰⁶⁾ p.4.

(110) 同上 p.12.

(111) 池田参考人(靖国神社権宮司)は、「今のところ、神社といたしましては宗教法人というワクの中におるのが一番いいようでございます」と述べている。(第22回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第13号 昭和30年7月23日 p.8.)

に直面していたといえるのではなからうか。

さて、もうひとつの重要な論点である憲法の信教の自由と政教分離規定についての、基本的論点の出発点となった内閣憲法調査会の議論を一瞥しておこう。

憲法調査会における信教の自由、政教分離等の「国家と宗教の関係」に関する問題は、総会のほか、主として、国民の権利及び義務・司法を担当した「憲法運用の実際についての第一委員会」で憲法第20条の「信教の自由」が、また、国会・内閣・財政・地方自治を担当した「憲法運用の実際についての第二委員会」で第89条の「公の財産の支出または使用の制限」が議論されている。

第20条に関する第一委員会の報告書⁽¹¹²⁾は、昭和21年2月26日の臨時閣議に配付された「マッカーサー司令部草案」等の各段階の憲法改正案の条文を掲げ、「1 本条の由来」(旧憲法下の信教の自由、神道指令)、「2 宗教の概念、宗教と神道」、「3 信教の自由」、「4 政教分離」(国教、国およびその機関による宗教教育・宗教活動、国およびその機関の宗教上の行為、宗教団体に対する財政的援助)という項目に整理して議事内容の要旨が報告されている⁽¹¹³⁾。また、第89条に関する第二委員会の報告書⁽¹¹⁴⁾では、「1 宗教的組織・団体への支出、供用の禁止」、「2 公の支配に属しない慈善・教育・博愛事業への支出、供用の禁止」が報告されている。

靖国神社の問題を含む議論は、第38回総会議事録(昭和34年12月2日)と第3委員会第14回会議事録(昭和35年3月9日)が中心である。第

38回総会では、岸本英夫東京大学教授が新憲法の宗教政策、信教の自由と政教分離について見解を述べている。特に重要なのは第3委員会第14回会議であり、岸本英夫・東京大学教授⁽¹¹⁵⁾(神道指令⁽¹¹⁶⁾)、前田多門・元文部大臣(宗教団体法の廃止)、福田繁・元文部省宗務課長(靖国神社等の境内地、神道指令と憲法第20条、第89条との関係)、飯沼一省・元神祇院副総裁(戦前の神社制度、宗教政策、「国家の祭祀」、皇室の祭祀)、大金益次郎・元宮内次官(皇室祭祀令、伊勢神宮)、高尾亮一・宮内庁皇室経済主管(宮中祭祀、伊勢神宮、式年造営)が、それぞれ参考人として意見を述べている。

今、これらを紹介する紙幅はないが、神道指令を中心としたGHQの宗教政策、日本側の対応、戦前期の「国家神道」の実態等を踏まえ、「国家と宗教」、政教分離についての基本的論点はほぼ出揃っている感がある。今日に至る靖国神社をめぐる論点としては、第一に、神道指令と新憲法の関係について「神道指令の精神なり、内容なりが、まったくそのまま新憲法第20条あるいは第89条に移行したと考えることができる⁽¹¹⁷⁾」との意見が多かったこと、そして、新憲法の運用という観点からは、靖国神社のみならず、伊勢神宮、皇室祭祀、天皇と神道の関係、宗教と学校教育との関係など、幅広い視点から議論されていることなどが注目される。また、靖国神社のあり方については、岸本がかなり詳細な議論を展開している。岸本は宗教の定義として「人間の問題の究極的な解決を目指す営みを中心とした文化現象⁽¹¹⁸⁾」と規定し、その定義からすると、「神道は神々を祀ることに重き

⁽¹¹²⁾ 『憲法運用の実際についての第一委員会報告書』憲法調査会事務局, 1961.

⁽¹¹³⁾ 各委員会の報告書では、各会議議事録の引用個所に、発言者名・会議名・回次・頁が表示されており、会議録の検索が容易である。

⁽¹¹⁴⁾ 『憲法運用の実際についての第二委員会報告書』憲法調査会事務局, 1961.

⁽¹¹⁵⁾ 以下、肩書きはいずれも議事録の記載による。

⁽¹¹⁶⁾ 氏名の後の()内は、参考人が陳述した主な問題項目として筆者が付した。

⁽¹¹⁷⁾ 前掲注⁽¹¹²⁾ p.107.

を置き、「人間の問題は余り立入らない傾向がある」特別な性格を持った宗教であるとする。その意味では、靖国神社は宗教現象としては「周辺の」と思えるが、しかし、「理論的には、その祀り方が、一つの特定の宗教の形をとっているところに難点がある。それがなかなか遺族にはわからない。それでは、反憲法になるおそれがあるのであります⁽¹¹⁹⁾」と述べている。

ここで言及されていることは、靖国神社は宗教の定義からすると他の宗教や伊勢神宮と比較して宗教性が薄いとは言えるが、その祭祀の形式が神道形式をとっていることが憲法に抵触する恐れがある、という点である。この論点はおのちの靖国神社法案、さらには首相の「公式参拝」をめぐる展開されることになる最大の論点とも言える問題であった。なお、この時点では、信教の自由に関する憲法改正案が若干提出されたようである⁽¹²⁰⁾。

次に取り上げるのは、日本遺族会の『靖国神社国家護持に関する調査会報告書』および『靖国神社国家護持に関する調査会報告書附属文書』(以下『附属文書』とする。)である。昭和27年、日本遺族会の前身である日本遺族厚生連盟第4回全国戦没者遺族大会において、靖国神社の慰霊行事は国費をもって支弁するよう決議し政府・国会に要望した。昭和31年には靖国神社の国家護持を決議し、以来、政府・国会・政党等関係各方面への働き掛け、全国的な署名運動、地方議会決議等々、靖国神社国家護持運動を長期に

わたり国民的規模で展開し、昭和38年には、「靖国神社国家護持要綱」を作成した。その骨子は、宗教法人靖国神社を解散し、その財産を継承する特別の法人を設立するための立法、靖国神社の名称の存続と目的の限定、憲法の信教の自由等の規定に抵触しない規定を設ける、施設・儀式・行事等の歴史の尊重と本態の維持保全等であった⁽¹²¹⁾。

昭和39年8月、日本遺族会は会長の諮問機関として「靖国神社国家護持に関する調査会」を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聴取するなど調査研究を行った。意見を聴取した学識経験者は、高柳賢三(憲法調査会長⁽¹²²⁾)、入江俊郎(最高裁判事)、小林直樹(東大教授・憲法)、堀豊彦(早稲田大学教授・政治学)、天野貞祐(元文部大臣)、佐藤達夫(人事院総裁)、松本徳明(文学博士・仏教)、葦津珍彦(元神社新報主幹・神道)、佐藤功(成蹊大学教授・憲法)、大石義雄(京都大学教授・憲法)、林修三(前法制局長官)、林房雄(文筆家)など22名⁽¹²³⁾に及ぶ。また、問題点としての質問項目は「靖国神社は宗教か」、「宗教の定義について」、「現憲法のままで、現在の姿のまま、靖国神社を国家が護持することができるか」、「神社という名称はそのままでもいいか」、「鳥居、社殿、賽銭箱、お札等はそのままでいいか」、「祭式について」という6項目に及ぶ詳細なものである。各氏の意見は様々ではあるが、意見分布にひとつ大きな特徴がある。それは、法制局関係者、憲法学者など法律専門家の多くが靖国神社の性格、祭祀の方法、設備

(118) 『憲法調査会第三委員会第14回会議議事録』憲法調査会事務局, 1960, p.37.

(119) 同上 p.38.

(120) 鷹谷俊昭「憲法改正論議の一方向」『武蔵野女子学院短期大学文化学会紀要』5号, 1964. p.8. 鷹谷氏は、広瀬久忠、大石義雄、神川彦松、里見岸雄の案に触れている。

(121) 日本遺族会『靖国神社国家護持に関する調査会報告書』1966, pp.2-12. なお、日本遺族会事務局編『日本遺族会の40年』(日本遺族会, 1988.)は、同会の活動を中心に関係資料の要点、内外の動向も記載した総合的年表であり、参考となる。

(122) 肩書きはいずれも注(117)の調査会報告書の記載による。

(123) 「意見一覧表」には、前出の金森徳次郎参考人の国会における発言要旨も合わせて掲載されている。

等に宗教性を認め、濃淡はあるが、憲法との関係上疑問を呈していることである。この調査会が作成した「靖国神社法要綱案」では、この点も考慮してであろうか、「靖国神社の業務である感謝奉仕の要綱は、日本民族の伝統の礼式を重んじて、国が別にこれを定める⁽¹²⁴⁾」とし、神職の名称・服装、お賽銭箱等についても弾力的に考えることとしている。

昭和40年から49年までの約10年間は、靖国神社法案⁽¹²⁵⁾をめぐる問題は熾烈な政治過程となった。このプロセスについては多くの文献資料があるのでここでは省略するが、自民党、日本遺族会、靖国神社等の強力な推進運動にも拘わらず、靖国神社法案が陽の目をみななかったのは、政治的には野党、宗教界等の反対運動が激しく展開されたためであろうが、「国家と宗教」をめぐる上記の論点との関係では、衆議院法制局の見解の存在が大きかったと言われる。昭和49(1974)年5月作成の「靖国神社法案の合憲性」⁽¹²⁶⁾と題する文書は、問題の核心を神社の祭祀の性格について「神社祭祀がいわば宗教の周辺部分に属するものであり、宗教性の希薄な、単なる習俗ないし儀礼と境を接するものであることを、特に指摘しておかなければならない」が、「ここで肝要なことは、神社祭祀の持つ宗教性を、その希薄さの故に軽視して、何等の変更なしにこれを国家の体内に包摂することが可能であるとする立論も、神社祭祀の持つ宗教性を一律画一的に概念化してその濃薄の度に着目せず、その持つ習俗ないし儀礼としての側面を黙殺する立論も、ともに排除されるべきであ

る⁽¹²⁷⁾」とした。具体的には、祝詞の奏上・文言の変更、降神・昇神の儀の中止、修祓いの儀の別形式化、御神楽の変更、拝礼形式(二拝二拍手一拝)の自由化、神職名の変更などが必要であり、これは「殉国者の英霊に対する尊崇の儀式が、公的参加者の信教の如何を問わず何等の心情的抵抗を感じることなく参列しうるよう⁽¹²⁸⁾」という考え方によるものであった。

靖国神社法案が成立しなかった大きな理由のひとつは、佐藤栄作首相(当時)がこの問題を「国民的な課題」として、各党の合意による取扱いを希望したためであろう。佐藤首相は再三この考えを国会で表明している⁽¹²⁹⁾。靖国神社法案は、昭和49年に衆議院内閣委員会及び本会議で自民党による単独採決により可決されたが、その後廃案となり、結局国会では会議録に残るような論戦がなされなかった。

IV 「公式参拝」と「政教分離」

1 「靖国懇談会」

昭和50(1975)年、三木武夫首相は8月15日に靖国神社を参拝し、それが私人としての参拝である点を強調した。この参拝はその後の経過から見ると、三つの点で重要な意味を持ち、「論点」を形成していくことになったと言える。第一は、参拝が「公式」なものか、「私的」なものか、という論点を創出することになったことである。しかも、私的参拝であることの基準として、公用車の不使用、玉串料を国庫から支出しない、記帳に肩書きを付さない、公職者を

(124) 日本遺族会『靖国神社国家護持に関する調査会報告書』1966, pp.58-62.

(125) 靖国神社法案は、昭和44年6月、自民党議員立法で第61国会に初めて提出されて以来、昭和45、46、47、48年と5回提出されたが、いずれも廃案となった。この経過については、赤澤史朗『靖国神社—せめぎあう <戦死者追悼> のゆくえ—』岩波書店, 2005, pp.122-157.

(126) 前掲『靖国神社問題資料集』pp.171-175.

(127) 同上 p.172.

(128) 同上 p.175.

(129) 例えば、第65回国会参議院予算委員会会議録第5号 昭和46年3月2日 p.24.

随行させない、という4条件を挙げたため、このような「外形的基準」自体が問題となった⁽¹³⁰⁾。以後、歴代の首相の参拝のたびごとに公私の区別とその基準が問われ、政府は統一した見解⁽¹³¹⁾を出さざるをえなくなった。第二は、8月15日という終戦の日を選んだことで、戦争の評価ひいては「歴史認識」の問題を導き出すひとつの要因となったことである。第三は、なによりも重要なこととしては、参拝自体が首相の政治的姿勢の象徴とみなす傾向が生れたことである。このことを劇的な形で示したのが、昭和60年の中曽根首相の公式参拝である。

ここでは、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会⁽¹³²⁾ 報告書」⁽¹³³⁾（以下、「靖国懇報告書」とする。）を中心に、靖国神社に関する認識がどのようなものであったかを見ておきたい。「靖国懇報告書」は公式参拝に関して「配慮すべき事項」として、参拝の方式、合祀対象、国家神道・軍国主義復活、信教の自由、政治的対立・国際的反応という6点の問題を挙げている。靖国神社とはなにか、という視点からは次の点が注目される。

ひとつは靖国神社の合祀対象について、「明治維新前後においていわゆる賊軍と称せられた人々が祀られていないことや、極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされた人々が合祀されていることなどに問題があるとの意見があった。しかし、合祀者の決定は、現在、靖国神社の自由になし得るところ⁽¹³⁴⁾」である、としな

がらも「これらの点は依然問題として残るものであることに留意すべきであろう⁽¹³⁵⁾」と指摘していることである。

もうひとつは、「靖国神社がたとえ戦前の一時期にせよ、軍国主義の立場から利用されていたことは事実であるし、また、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、時としてそれに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられたことも事実であるので、政府は、公式参拝の実施に際して、いささかもそのような不安を招くことのないよう、将来にわたって十分配慮すべきことは当然である⁽¹³⁶⁾」との指摘である。

なお、これに関連して公式参拝自体への異論として、「靖国神社がかつて国家神道の一つの象徴的存在であり、戦争を推進する精神的支柱としての役割を果たしたことは否定できないために、多くの宗教団体をはじめとして、公式参拝に疑念を寄せる世論の声も相当あり、公式参拝が政治的・社会的な対立ないし混乱を引き起こす可能性は少なくない⁽¹³⁷⁾」との意見も付記されている。ここで留意あるいは配慮されるべきとされているのは、靖国神社自体の祭祀対象あるいは来歴とされているものである。靖国懇談会の各委員の論考中には、靖国神社の歴史的役割とその基本的性格に関する意見が見られる。それぞれの立場や意見の相違は別として、ここで問題とされていることは、靖国神社に近代日本が刻印したものがなんであり、それが現在及

⁽¹³⁰⁾ 斎藤憲司「戦後の靖国神社問題の推移」『ジュリスト 臨時増刊』848号, 1985.11.10, pp.87-88.

⁽¹³¹⁾ 昭和53年10月17日の参議院内閣委員会における政府統一見解、昭和55年10月28日の閣議決定による政府答弁書の回答及び同年11月17日の衆議院議院運営委員会理事会における表明。

⁽¹³²⁾ 「靖国神社公式参拝一政教分離のゆくえは!!」『ジュリスト 臨時増刊』848号, 1985.11.10. 懇談会のメンバーは、林敬三(座長)、芦部信喜、梅原猛、江藤淳、小口偉一、小嶋和司、佐藤功ほか、計15名。懇談会には委員という名称もなく、その報告書には肩書きが付されていない。

⁽¹³³⁾ 同上 pp.110-113.

⁽¹³⁴⁾ 同上 p.112.

⁽¹³⁵⁾ 同上 p.113.

⁽¹³⁶⁾ 同上

⁽¹³⁷⁾ 同上 p.112.

び将来にどのような意味を持っているのかという問いであろう。

2 靖国神社の歴史叙述

さて、戦前戦後を通観した上で、靖国神社の歴史的役割やその基本的役割を議論する場合、欠かせないのは靖国神社の歴史である。あるいは靖国神社に関する「歴史的認識」といってもよいかも知れない。この点について、若干具体的な資料によって靖国神社の歴史叙述をめぐる問題状況を概観してみたい。

靖国神社問題を本格的に取扱った図書としては、昭和45(1970)年に刊行された村上重良氏の『国家神道』及び昭和49(1974)年刊行の同氏の『慰霊と招魂—靖国の思想—』(いずれも岩波新書)がある。前者は「日本軍国主義の復活に対応する靖国神社の国営化が、すでに現実の問題になってきた。天皇崇拜と軍国主義を結合した、国家神道のこの巨大な支柱の再構築は、国家神道の事実上の復活を意味する⁽¹³⁸⁾」という状況が民主主義の危機であるとの認識に立って書かれたものであり、後者は「靖国神社、護国神社を、近代天皇制国家の全構造のなかで位置づけ、靖国の思想の本質と役割を究明する⁽¹³⁹⁾」ことにより「靖国神社国営化反対のたたかいの一助ともなること」を意図した著作である。昭和59(1984)年には、大江志乃夫氏の『靖国神社』(岩波新書)が刊行されたが、これは「岩手と箕面の二つの訴訟で裁判所に提出した「意見書」をもとにして、法廷での証言内容をもくわえ、全面的に書き改めたもの⁽¹⁴⁰⁾」である。いずれも立場と目的を明確にした上で宗教学ある

いは歴史学の学問研究の成果を一般向けに提示した点で、先駆的なものと言えよう。昭和61(1986)年には、江藤淳・小堀桂一郎『靖国論集—日本の鎮魂の伝統のために—』⁽¹⁴¹⁾が刊行された。これは編者のひとり江藤淳氏が「靖国懇談会」終了後「歴史的・文化的に、また同時に法的・政治的に、この問題の由来するところに対する深い洞察と正確な事実の認識に支えられる必要がある」との認識に立って編集した13氏の論集である。

靖国神社自身の編集刊行による資料としては、『靖国神社百年史 資料篇』がある。これは昭和58(1983)年から59年にかけて、上・中・下の3冊が刊行された。また、昭和62(1987)年には『靖国神社百年史 事歴年表』が刊行された。このうち『資料篇』は東京招魂社以来の靖国神社所蔵の文書資料等を17の部門に分類整理したもので、また『事歴年表』は弘化3(1846)年から昭和60(1985)年までの約140年間をカバーしている。しかし、当初予定されていた『総説』1巻は結局刊行されなかった⁽¹⁴²⁾。

この『資料篇』を使って書かれた図書としては、平成10(1998)年刊行の小堀桂一郎氏の『靖国神社と日本人』がある。同書は「文学・歌謡に現れた靖国神社」に大きな関心が払われている。昨年(平成17年)刊行された、赤澤史朗氏の『靖国神社—せめぎあう<戦没者追悼>のゆくえ』⁽¹⁴³⁾は『資料篇』に所収された資料、靖国神社社務所発行の『靖国』を丹念に分析している。東京招魂社の第1回合祀の祭典で、相撲や花火が余興として奉納されたことは前に述べたが、靖国神社は、明治の東京のハイカラな

(138) 村上重良『国家神道』(岩波新書)岩波書店, 1970. まえがき p.2.

(139) 村上重良『慰霊と招魂—靖国の思想—』(岩波新書)岩波書店, 1974. まえがき p.3.

(140) 大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書)岩波書店, 1984. おわりに p.197.

(141) 江藤淳・小堀桂一郎編『靖国論集—日本の鎮魂の伝統のために—』日本教文社, 1986.

(142) 執筆の予定だった森谷秀亮博士(元駒澤大学教授)が急逝したことによる(『靖国神社百年史 事歴年表』靖国神社, 1987. の凡例追記)と推測される。

(143) 赤澤史朗『靖国神社—せめぎあう <戦没者追悼> のゆくえ—』岩波書店, 2005.

新名所であり祝祭空間でもあったことを、坪内祐三氏は『靖国』⁽¹⁴⁴⁾で活写している。坪内氏の視点は靖国神社の国民的受容とそのイメージを知る上で参考となろう。

このように、靖国神社の歴史叙述の状況としては、基本的な資料の刊行がやっと20年前のことで、それも未完である。また、占領期の宗教政策や「国家神道」についての研究の進展に伴って靖国神社に関する実証的な共通の知的基盤が形成される状況となってきたとも言える。いわゆる「A級戦犯」の合祀の問題も、先に述べたように占領期から講和条約後の歴史的制約条件と戦没者合祀全体のプロセス全体を踏まえたと上で検討する必要もあるのではなかろうか。

3 司法の場

靖国神社問題の局面を大きく分けるとすれば、靖国神社法案は主として「立法」に関わる問題であり、首相をはじめとする閣僚の参拝は内閣ないし「行政」の問題であった。この首相の靖国神社参拝に関わる訴訟が提起されることによって、靖国神社の問題は「司法」判断の対象ともなった。

直接靖国神社の参拝を対象としたものではないが、憲法が規定する信教の自由と政教分離に関わるものであることから、靖国参拝に大きく影響した裁判として津地鎮祭訴訟がある。この訴訟は、市が挙行した神社神道式の市体育館起工式（地鎮祭）が憲法第20条第3項の規定に違

反するかどうかをめぐって争われた訴訟で、憲法の政教分離規定が初めて正面から司法の場で判断されたこと、最高裁判決において国家と宗教の関係について「目的・効果基準」が示されたこと等により、その後の訴訟に大きな影響を与えるものとなった⁽¹⁴⁵⁾。

本稿の「靖国神社とはなにか」という問題意識からすると、憲法解釈との関係で戦前の「国家神道」と占領期の神道指令の歴史的評価が司法判断のうちに含まれていることが注目される。すなわち、名古屋高裁の控訴審において、原告側はその「控訴代理人陳述」において、神道の特質、戦前戦中の国家神道による人権侵害、戦後の神社神道の国家神道化の動向等という項目のもとに詳細に論じるとともに、靖国神社国家護持の動きについて厳しく批判している。判決では、神社神道の特質について宗教学・国法学の観点から論じるとともに、戦前、戦中における国家権力との結合がもたらした種々の弊害について指摘し、占領期のGHQによる神道指令が徹底的な政教分離と信教自由への保障の道を開いたこと、憲法第20条第3項の政教分離の規定により、国家神道による思想的支配を完全に払拭し、信教の自由を確立・保障することになった、としている⁽¹⁴⁶⁾。

首相の参拝をめぐる訴訟では、昭和60年の中曽根康弘首相の公式参拝をめぐる九州・大阪・播磨の3件が提起された⁽¹⁴⁷⁾。公式参拝は憲法第20条第3項等に違反するとして原告側の訴え

⁽¹⁴⁴⁾ 坪内祐三『靖国』新潮社、1999。

⁽¹⁴⁵⁾ 最(大)判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁。「目的・効果基準」とは、政教分離原則について、国家と宗教とのかわり合いについて、宗教とのかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが、社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さない、とするもの。この判決については多くの評釈、論評がなされたが、さしあたり、日比野勤（東京大学教授）「神道式地鎮祭と政教分離の原則―津地鎮祭事件」『憲法判例百選Ⅰ 第4版』『別冊ジュリスト』154号、pp.98-99。

⁽¹⁴⁶⁾ 『判例時報』630号、pp.33-34。

⁽¹⁴⁷⁾ 福岡地判平成元年12月14日判時1336号81頁・判タ715号79頁、福岡高判平成4年2月28日訟月38巻12号2515頁・判時1426号85頁（九州）、大阪地判平成元年11月9日判時1336号45頁・判タ715号79頁、大阪高判平成4年7月30日訟月39巻5号827頁・判時1434号38頁・判タ789号94頁（大阪）、神戸地姫路支判平成2年3月29日訟月36巻7号1141頁・判時1457号100頁、大阪高判平成5年3月18日訟月40巻3号544頁・判時1457号98頁（播磨）。

は、いずれも敗訴に終わったが、このうち大阪高裁は公式参拝が第20条第3項の宗教活動に該当する疑いが強く、また、公費から3万円を支出したことは第20条第3項、第89条に違反する疑いがある、との判断を示したことが注目された。

小泉首相の平成13年8月からの一連の参拝に対しては、大阪(第1次)・松山(第1次)・福岡・大阪(第2次)・千葉・那覇・東京・大阪(第1次)・松山(第2次)の6地方裁判所、8件の訴訟が提起された⁽¹⁴⁸⁾。このうち、大阪(第1次)訴訟については、一審の大阪地裁、二審の大阪高裁で原告敗訴となり、最高裁に上告されていたが、平成18年6月23日、最高裁判所は、憲法判断や参拝が公的か私的かの判断は示さず、首相の参拝により原告の法律上の権利や利益が侵害されたとは認められない、として原告側の上告を棄却した⁽¹⁴⁹⁾。

一連の訴訟における原告側の靖国神社に関する認識を示すものとして、この大阪(第1次)訴訟での原告側の主張を見てみよう。原告側は、「靖国神社は、軍国主義日本の象徴であり、植民地人民も含めて『帝国臣民』を戦争に向けて統合する精神的装置として、まさに『軍事施設』

であった⁽¹⁵⁰⁾」とする。そして、戦後、靖国神社は「国家とのつながりはなくなったが、戦没者を『英霊』として慰霊・顕彰することにより戦死を他の死(例えば空襲による戦災死)と峻別し、戦死を尊いものとして褒めたたえるその教義や宗教施設としての本質は戦前のそれと何ら変わっていない⁽¹⁵¹⁾」とし、「靖国神社には、わが国の戦争、とりわけわが国のみならず中国、朝鮮半島をはじめアジア諸国に惨禍をもたらした侵略戦争に対する反省の態度は微塵もみられない⁽¹⁵²⁾」と主張している。さらに、小泉首相の参拝は「靖国神社に合祀されたA級戦犯に『敬意』を表したことに帰結する⁽¹⁵³⁾」とし、在韓遺族原告らの親族は、「『日本の国家のために戦死した者』を祀ることを趣旨として存続している靖国神社において、肉親戦没者が加害者である戦犯と同列に英霊として合祀されていることに対し、筆舌に尽くし難い精神的苦痛を感じている⁽¹⁵⁴⁾」とも述べている。ここで示されているのは、靖国神社とはなにか、という問いについての原告側の認識の一端であろう。このような見解の当否には立ち入らないが、ここでの問題のひとつは、靖国神社の祭神をどう把えるかという「視点」である。

⁽¹⁴⁸⁾ 大阪地判平成16年2月27日判時1859号79頁・判タ1146号176頁、大阪高判平成17年7月26日(判例集未掲載)、最(二小)判平成18年6月23日(判例集未掲載)(大阪(第1次))、松山地判平成16年3月16日判時1859号117頁、高松高判平成17年10月5日(判例集未掲載)、最(二小)決平成18年6月27日(判例集未掲載)(松山(第1次))、福岡地判平成16年4月7日判時1859号125頁(福岡)、大阪地判平成16年5月13日判タ1151号252頁、大阪高判平成17年9月30日(判例集未掲載)(大阪(第2次))、千葉地判平成16年11月25日(判例集未掲載)、東京高判平成17年9月29日(判例集未掲載)、最(三小)決平成18年6月27日(判例集未掲載)(千葉)、那覇地判平成17年1月28日(判例集未掲載)、東京地判平成17年4月26日(判例集未掲載)、東京高判平成18年6月28日(判例集未掲載)(東京)、松山地判平成18年3月15日(判例集未掲載)(松山(第2次))。

⁽¹⁴⁹⁾ 平成18年6月23日夕刊、『朝日』『読売』『毎日』『日経』『東京』の各紙。なお、この判決の後、平成18年6月27日に松山(第1次)訴訟及び千葉訴訟についても、最高裁は憲法判断は示さず、それぞれ上告棄却の決定を行った(平成18年6月28日朝刊、『朝日』『産経』『日経』の各紙による)。

⁽¹⁵⁰⁾ 「靖国参拝第1次大阪訴訟」『判例タイムス』1146号、2004.6.1、p.181.

⁽¹⁵¹⁾ 同上

⁽¹⁵²⁾ 同上

⁽¹⁵³⁾ 同上 p.183.

⁽¹⁵⁴⁾ 同上 p.187.

ホルトムは『日本と天皇と神道』で、政治学者吉野作造の「神社崇拜の道徳的意義」⁽¹⁵⁵⁾ という一文に言及している⁽¹⁵⁶⁾。吉野は、友人のひとりが子供に質問されて答えに悩んだことを例に挙げたのだが、その質問というのはどんな悪い人間でも国のために戦死すればいちばん立派な人にも拜んでもらえる神になれるのか、というものであった。その父親は子供の心に納得のゆくようにこの問題を残りなく説明することは非常に困難なことを知った。吉野は、戦死者を靖国神社に祀ることは道徳的な混乱が起こる可能性がある、と指摘しているのである。昭和13年、『帝国新報』は、吉野の論は、国体に侮辱を加え、戦没将士の英霊とこの英霊が生命を抛った神聖な目的を冒瀆するものだとして非難した、とホルトムは書いている。ホルトムの問題意識は「靖国神社に祀られる戦没者数が、著しく増加するにつれて、頓に重大となった問題は、これらの戦没者を祭神と呼ぶことが正しいかどうか」、「国家神道一般の神々の性格についてどんな考えが抱かれているか」という点にあった⁽¹⁵⁷⁾。

靖国神社の祭神の対象と範囲については、先述(IV章の1)したように「靖国懇談会報告書」でも議論されていた。こうした議論をあえて単純化してひと括りにすれば、「神々の持つ象徴性」とそれが見る者に引き起こす「感情」の問題であるようにも考えられる。いずれにせよ、宗教法人の活動内容とは何か、どういう立場からどのような議論が成立するのか、またそうした議論の根拠と条件は何か等々、多面的な視点からの議論が必要な事柄であるように思われる。

むすびにかえて

以上靖国神社とはなにか、という問題設定の

もとに資料研究の視座から序論的考察を試みた。この小稿を閉じるにあたり、多少のまとめをしておきたい。

靖国神社は、その淵源から通算するならば、140年余の歴史を持っている。「日本の神々」の古代からの歴史に鑑みれば非常に新しいものとも言えるが、現代における政治的、宗教論的射程から見れば、決して短くはない期間にわたる存在である。そして、チェンバレンが言うように明治国家が創造した「新宗教」の一構成部分という見方も可能なのかも知れない。またハーンが論じたように、江戸期の国学と復古神道、あるいは日本人の伝統的な生活態度との関係からの視点も除外することはできないであろう。ホルトムの神道認識を基礎とした米国の占領政策における国家神道観やバンスによる靖国神社の改革の評価、さらには、占領期から独立回復後の新憲法体制のもとにおける日本社会の激動の中で、靖国神社自体がその存在をかけた合祀プロセスについてなど、いっそう多面的かつ実証的な検討・評価が必要であろう。同時に筆者の現時点での感想としては、靖国神社の歴史叙述に関する基本的な資料整備はいまだ必ずしも十分ではなく、未研究の領域も少なくないように思われる。

明治44(1911)年3月、横浜海岸いぎりす波止場からチェンバレンは船上の人となった。見送った弟子のひとり、佐々木信綱はこう書いている。

「鶴のようにやせて背の高い、日本のかぞえ年六十二としてはふけて見える先生は、遠く雲の上にかぶ富士の雪を仰ぎ、近く波の上に舞う鷗をながめつつ、いつものおだやかな調子の日本語で、『うつくしい国です。このうつくしい国にも、永久にお別です』と、しづかに独言

⁽¹⁵⁵⁾ 吉野作造「神社崇拜の道徳的意義」『中央公論』35年13号, 1920.12, pp.95-96.

⁽¹⁵⁶⁾ ホルトム 前掲注(41) pp.72-75.

⁽¹⁵⁷⁾ 同上 p.65.

のように云うて、すぐ側にいた自分に。めづらしく手をさしのべられました⁽¹⁵⁸⁾」。

明治6年に来朝してから前後39年に及ぶチェンバレンの日本滞在に終止符を打たせるきっかけになったひとつは、明治43年の日本による韓国併合であった。韓国併合を知ったチェンバレンは若い弟子のひとりにこう書き送っている。「朝鮮の人々は日本人のことを聖水を憎む悪魔として憎悪していたのです。つぎは満洲の番でしょう。また、中国人は日本をいみ嫌っており危険な敵ですが、その彼らがさらに激昂してくるでしょう。かたや、こうした外国への冒険に金と人々が動員されるので国内改革は延期されるか放棄されてしまうのです。そして、現政体の前半期に行われた知性的かつ社会的目標の追求にかわって、国民的精神なるものが俗悪な政治的野望と軍事的侵略へと水路を変えているのです⁽¹⁵⁹⁾」。

スイスに永住の地を定めたチェンバレンがこの年に書いたのが、先に触れた『新宗教の発明』である。

ハーンもチェンバレンも、そしてホルトムも、

「日本」を肯定するにせよ批判するにせよ、彼らのそうした評価の基底には、日本に対する深い愛情と学究的探究心があった。チェンバレンの日本批判が西欧世界で影響力を持ったのも、彼の学識が日本を愛する心に起因していたからではあるまいか。これを可能にしたのは、ほかならぬ当時彼に接していた日本人達であり、彼を深く敬愛した弟子達であった。西欧の「日本学」は、当然のことであるが日本人との交流なくしてはありえなかった。そして、彼等の「日本学」がヨーロッパ知識人の日本理解に、さらには米国の対日政策形成の認識にも大きな影響を与えることになったのである。

我が国への深い愛情と理解と学識とを兼ね備えた外国の友人たちを持つことは、日本を取り巻く「国際環境」のひとつの要素であると考えられる。とりわけ、今日の靖国問題の国際環境を考えると、中国⁽¹⁶⁰⁾や韓国を中心とするアジア諸国の中に一人でも多くこうした友人を見出すことは、長い目で見るとその意味は決して小さくないであろう。

(はるやま めいてつ 文教科学技術調査室)

⁽¹⁵⁸⁾ 佐々木信綱「人としてのチェンバレン先生」『国語と国文学』12巻4号, pp.559-560. 楠家重敏『ネズミはまだ生きている—チェンバレンの伝記—』雄松堂出版, 1986. pp.546-547. より再引用。

⁽¹⁵⁹⁾ 楠家 同上 p.540.

⁽¹⁶⁰⁾ たとえば最近、劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識—日中対話の試み—』東京大学出版会, 2006. が出版された。日本語と中国語で同時出版されたこの書は、この点から注目したい。